

平 29 . 1 . 27  
総 9 - 1

# 説 明 資 料

〔平成 29 年度税制改正等について〕

平成 29 年 1 月 27 日 (金)

財 務 省

# 平成29年度 税制改正の主な項目

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

## 1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(P.12～36)

## 2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置 (P.37～46)

- 競争力強化のための研究開発税制の見直し (P.38～41)
- 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し (P.42)
- コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備 (P.43～45)
- 積立NISAの創設 (P.46)

## 3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進) (P.47～59)

- 中堅・中小事業者の支援 (P.48～51)
- 地方創生の推進 (P.52～53)
- 酒税改革 (P.54～59)

## 4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制 (P.60～67)

- 国際課税に関する制度の見直し (P.61～65)
- その他 (P.66～67)
  - ・ 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

## 5. その他 (P.68～72)

- 車体課税の見直し (P.69～70)
- 災害関連税制の常設化 (P.71)
- 円滑・適正な納税の環境整備 (P.72)

# 1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

➤ 誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を実現するためには、「働き方改革」を進めることが重要であり、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換することが求められている。

こうした中、働きたい人が存分に活躍できる社会の実現や、人手不足の解消の観点から、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、所得税・個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。

就業調整問題(※)を解消することにより、

- ・ 働きたい人が就業時間を調整することを意識せず、働くことができる環境を整備。
- ・ 最低賃金が引き上げられていく中でも、人手不足を解消し、日本経済の成長に寄与。

※ 103万円以内にパート収入を抑える傾向(いわゆる「103万円の壁」)

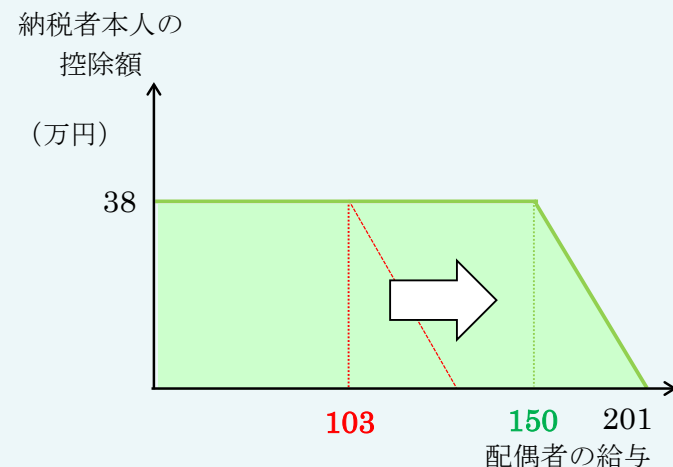
- 税制面では、配偶者特別控除により「103万円の壁」は解消。
- 他方、企業の配偶者手当の支給基準への援用や、心理的な壁として作用しているとの指摘。



➤ 配偶者控除等(38万円)における配偶者の収入の上限  
⇒ 103万円 ⇒ 150万円

※ 安倍内閣が目指す最低賃金1,000円で、1日6時間、週5日働いた場合の年収を上回る水準

➤ 担税力調整の必要性や所得再分配機能の回復の観点から、納税者本人に所得制限を設定  
⇒ 給与収入1,120万円から逡減、1,220万円で消失  
(国・地方を通じた税込中立を確保)



# 1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革(続き)

- ※ 配偶者控除は、一定の収入以下の扶養親族を有する場合における納税者の担税力の減殺を調整する仕組みの一つであり、諸外国でも配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられていることも踏まえれば、廃止することは問題。他方、全ての夫婦世帯を対象とする新たな控除は、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源を必要とするといった問題。
- ※ 就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策の取組みも重要であるとともに、企業の配偶者手当制度等の見直しを行うことが求められる。

「平成29年度与党税制改正大綱」に今後の個人所得課税改革の方向性を明記。

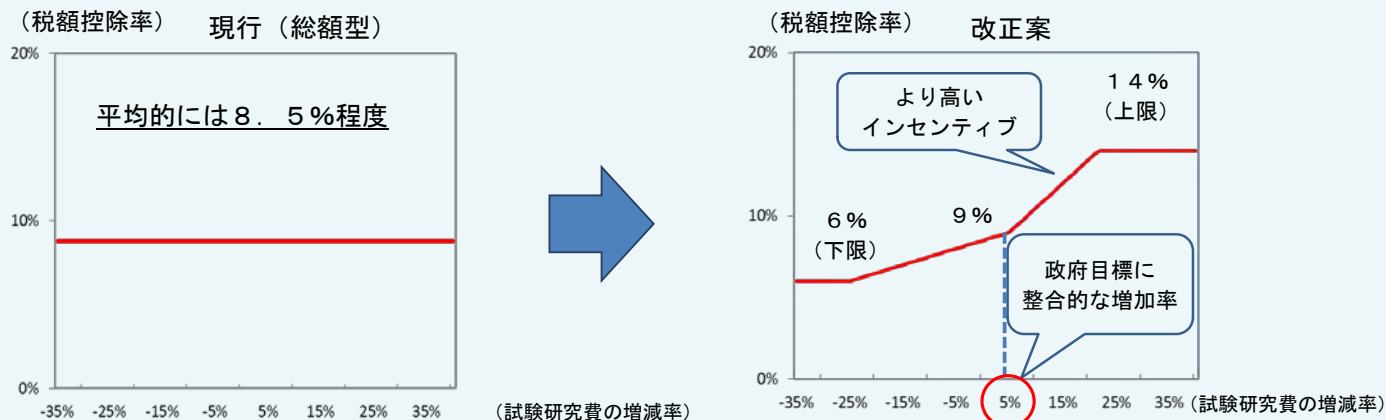
- ① 所得再分配機能の回復の観点からの基礎控除などの「人的控除」等の控除方式の見直し。
- ② 多様な働き方を踏まえた給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方  
の見直し。
- ③ 老後の生活に備えるための自助努力を支援するための私的年金・金融所得等に係る税制の見直し。

## 2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

○ 競争力強化のための研究開発税制の見直し

➤ 研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直し。

① 総額型を試験研究費の増加率に応じて税額控除できる仕組みに見直し



② IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しする観点から、「第4次産業革命型」のサービス開発<sup>(注)</sup>を対象化

(注) ①センサー等による自動的なデータの収集、②専門家による情報解析技術を用いた分析、③新たなサービスの開発、などを満たす試験研究

③ オープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大など制度を大幅に改善

○ 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

➤ 大企業については、2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を拡充(現行制度とあわせて12%)。

➤ 中小企業については現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充(現行制度とあわせて22%)。

※ 所得拡大促進税制: 給与支給総額の24年度からの増加額の10%を税額控除できる制度

## 2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置(続き)

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| ○ コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備 | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、<u>法人税の申告期限を事業年度終了後から最大6カ月後まで延長可能とする(現行は最大3カ月後まで)</u>。</li><li>➤ 経営者の中長期インセンティブのため、<u>役員給与の損金算入対象を拡大(株価連動給与等)</u></li><li>➤ 企業の機動的な事業再編を可能とするため、上場企業内の事業部門の分社化等(<u>スピノフ</u>)の<u>際の組織再編税制(譲渡損益等の課税を繰延べ)</u>を整備</li></ul> |
| ○ 積立NISAの創設               | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、<u>少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を創設(年間投資上限額:40万円、非課税期間:20年)</u></li></ul>   |

### 3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)

#### ○ 中堅・中小事業者の支援

- 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設
  - ※ 地域の中核企業が、地域経済に波及効果のある高い先進性を有する事業<sup>(注)</sup>を行う場合に、その設備投資を対象に投資促進税制を創設。(注)都道府県の認定を受け、国の確認を受けたもの。
- 中小企業向け設備投資促進税制の拡充
  - ※ 中小サービス事業者が行う設備投資(冷蔵陳列棚、空調設備等)のうち、生産性向上に資するものについて、即時償却又は10%<sup>(注)</sup>税額控除の対象に追加。  
  
(注) 資本金3000万円超の場合は7%
- 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の見直し
  - ※ 財務基盤の弱い中小企業を支援するという中小企業向け租税特別措置の趣旨を踏まえ、適用要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを追加。
- 事業承継税制の見直し(災害時等における雇用確保要件の緩和、相続時精算課税制度の併用)

### 3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)(続き)

#### ○ 地方創生の推進

- 地方拠点強化税制の拡充(無期・フルタイムの新規雇用への支援を拡充など)
  - ※ 地方拠点強化税制: 本社機能移転等に係る設備投資促進税制、雇用促進税制(新規雇用者数に応じた税額控除)
- 到着時免税店(空港等の到着エリアの免税店)の導入
  - ※ 携帯品免税制度(20万円等まで免税)を適用

#### ○ 酒税改革

- 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大など、酒税改革に取り組む。
- 真に魅力ある商品の開発への経営資源のシフトや、地域の特色を活かした魅力ある商品開発が進み、地方創生の牽引役となることを期待。日本産酒類のブランド価値の向上や、日本の酒類産業の国際競争力の強化にもつながる。

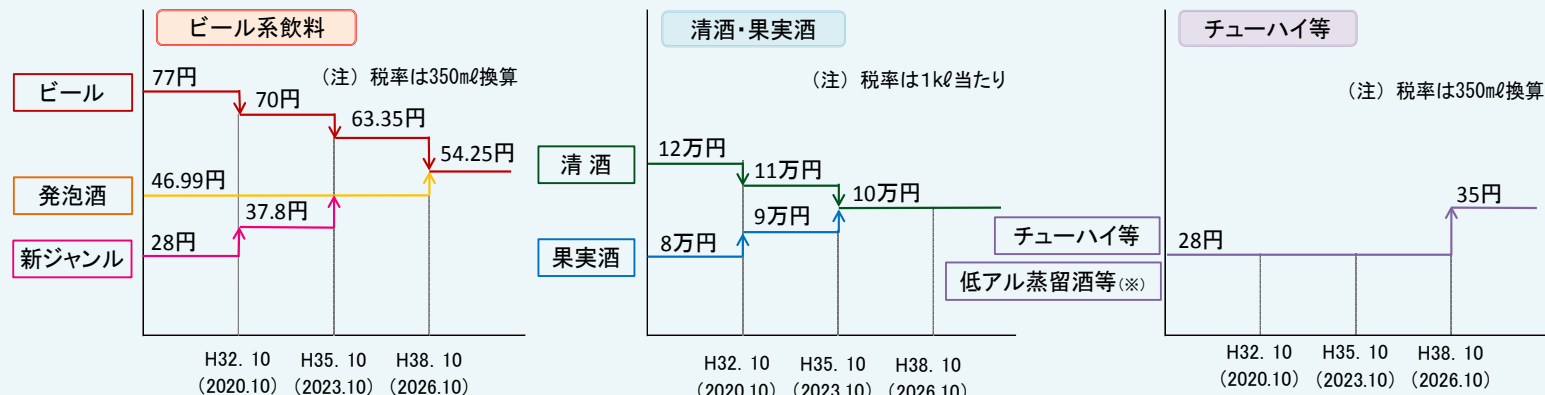


### 3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)(続き)

#### ○ 酒税改革 (続き)

##### ➤ 税率構造の見直し

- ※ ビールの税率は戦後最低水準、国際的にも遜色のない水準に。
- ※ 税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- ※ 厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税込中立の改革とする。



(※) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率)

##### ➤ ビールの定義の拡大

- ※ 地域の特産品を用いた地ビール開発を後押しする観点や外国産ビールの実態を踏まえ、麦芽比率要件の緩和(67%→50%)や、副原料の拡大(果実や一定の香味料を追加)を行う。

##### ➤ 地方創生に資する制度改正

- ※ 酒蔵ツーリズム免税(製造場で外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税)
- ※ 焼酎特区(構造改革特区で焼酎等を少量製造する場合、一定要件の下で免許要件を緩和)

## 4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

### ○ 国際課税に関する制度の見直し

- 日本企業の健全な海外展開を支えつつ、租税回避に対して効果的に対応。
- 「外国子会社合算税制」について、租税回避リスクを外国子会社の外形（税負担率）ではなく、個々の活動内容（所得の種類等）により把握する仕組みへ見直し。企業の事務負担に配慮。
  - ※ 経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象に。
  - ※ 実体のある事業からの所得は、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外に。

「平成29年度与党税制改正大綱」の補論に今後の国際課税に係る税制改正の基本方針を明記。

- ① 「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進
- ② 「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」という「BEPSプロジェクト」の基本的考え方にに基づき、健全な海外展開を歪める誘因を除去
- ③ 税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調

### ○ その他

- 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し
  - ※ 駐在の外国人等の納税義務を緩和し、高度外国人材等の受入れを促進。
  - ※ 国外に居住する日本人の納税義務を拡大し、租税回避を抑制。
- 仮想通貨の消費税非課税化（支払の手段として法的に位置付けられたこと等を踏まえた対応）

## 5. その他

○ 車体課税の見直し	<p>➤ <u>燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、エコカー減税の対象範囲を見直し。</u></p> <p>※ 段階的な基準引上げ。ガソリン車への配慮措置。(減税対象:9割→8割)</p> <p>※ 2回目免税の対象を重点化。(免税対象:4割→3割、2回目免税2割)</p>
○ 災害関連税制の常設化	<p>➤ 近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、<u>これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備。</u></p>
○ 円滑・適正な納税の環境整備	<p>➤ <u>国税犯則調査手続の見直し</u>(ICT化の進展を踏まえた電磁的記録の証拠収集手続等の整備、関税法を参考とした調査手続きの整備、規定の現代語化、国税通則法への編入など)</p>

# 経済社会の構造変化を踏まえた 個人所得課税改革

# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

## 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

### 1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

#### (1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

税制面においては、このような仕組みとして、配偶者控除を廃止するという考え方や配偶者控除を廃止した上で夫婦世帯を対象に新たな控除を認めるといった考え方がある。しかし、わが国の個人所得課税においては、一定の収入以下の扶養親族を有する場合に、それぞれの事情に応じて納税者の担税力の減殺を調整することとしており、配偶者控除もその調整の仕組みの一つである。また、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられている。こうした点を勘案すれば、配偶者控除を廃止して、配偶者に係る配慮を何ら行わないことには問題がある。また、夫婦世帯を対象に新たな控除を認めるとの考え方もあるが、全ての夫婦世帯を対象とすれば、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源を必要とすることから、控除の適用に当たって夫婦世帯の所得に上限を設けることが必要となる。しかし、わが国においては個人単位課税を採用しており、世帯単位で所得を把握することが難しいとの問題がある。また、夫婦世帯を対象に新たな控除を設けることについて、国民の理解が深まっているとは言えない。こうした問題を踏まえると、これらの考え方を具体的な制度改正の案として直ちに採用することは難しい。

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかと懸念される。

## 平成29年度税制改正大綱(抄)②

平成28年12月8日  
自由民主党  
公明党

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

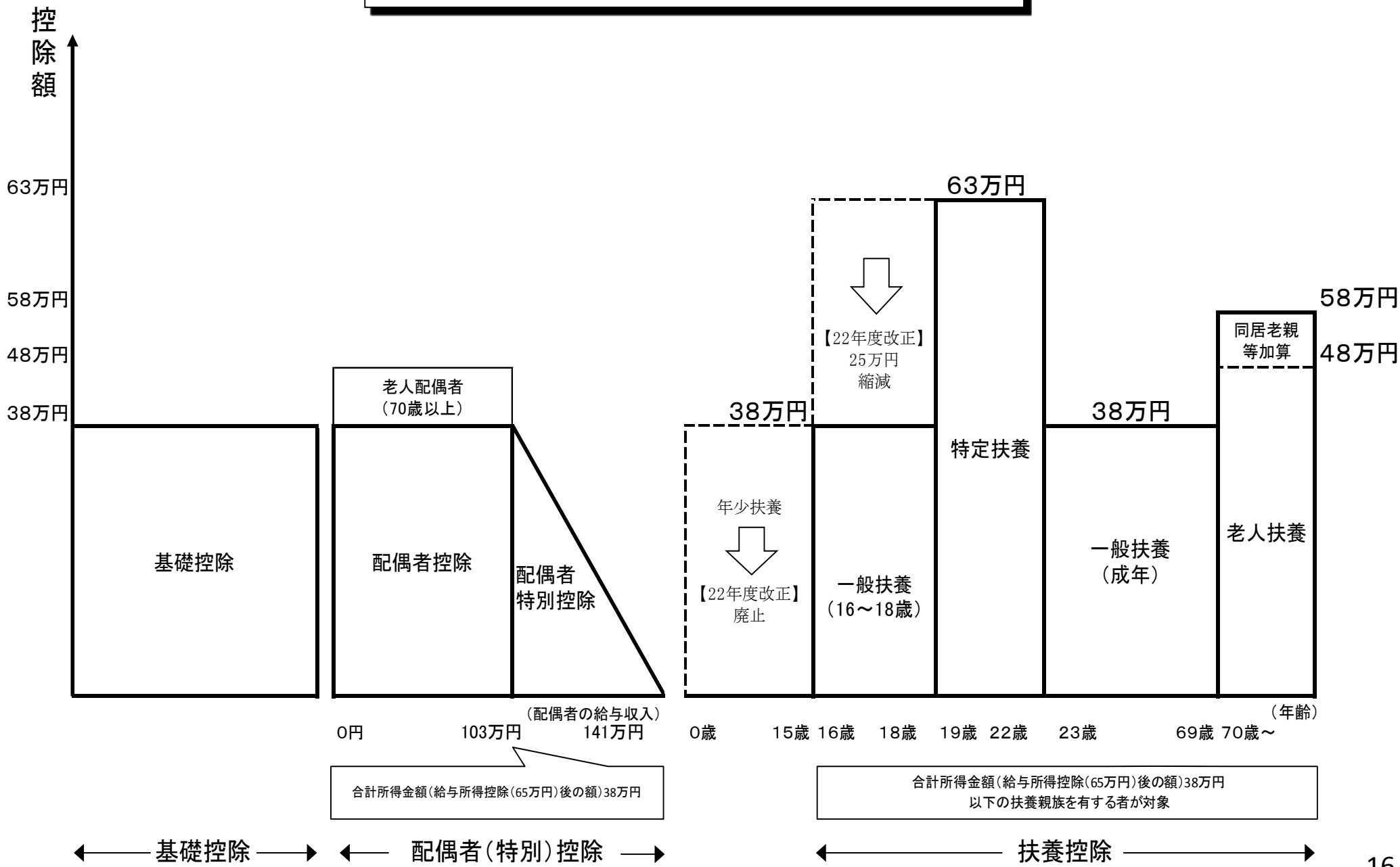
こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税込中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策における取組みが重要である。本年10月より被用者保険の適用拡大が実施されているが、短時間労働者の就業調整を防ぐなどの観点から今後も更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくこととしており、今後とも就業調整につながる要因を取り除いていくことが重要である。

また、配偶者が一定の収入以下であることを要件とする企業の配偶者手当制度等も就業調整の大きな要因の一つである。配偶者手当制度等を有している企業に対しては、今般の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを踏まえ、労使の真摯な話し合いの下、就業調整問題を解消する観点からの見直しを行うことを強く要請する。

# 主な人的控除制度の概要(現行)





主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について

(2016年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者控除 [38万円]	夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択	婚姻控除 <sup>(注1)</sup> [最大20万円]	夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択	世帯単位課税 (N分N乗方式) <sup>(注2)</sup>
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 <sup>(注3)</sup>	法定共通制 <sup>(注4)</sup>

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=187円(裁定外国為替相場：平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除(10,600ポンド：高所得者については控除額が逡減・消失)を全額使い切れなかった場合、その残額(最大1,060ポンド)を他方(給与所得者の場合、給与所得が31,785ポンド以下の者が対象)の基礎控除額に移転することができる(2015年4月導入)。なお、基礎控除額と婚姻控除の上限額については、2016年4月より、それぞれ11,000ポンドと1,100ポンドに引き上げられているほか、婚姻控除の対象となる者の給与所得額も32,000ポンド以下に引き上げられている。

(注2) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

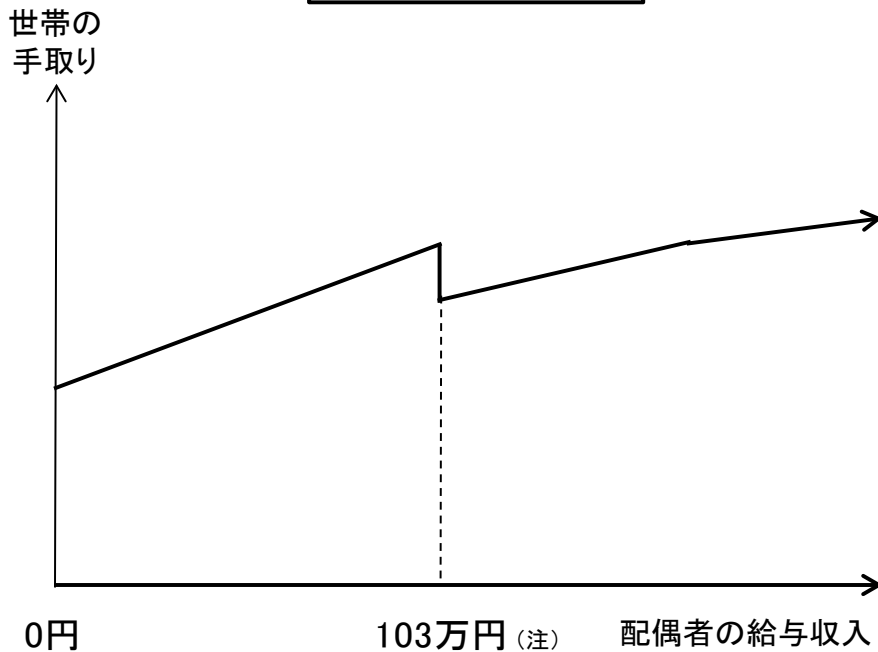
(注3) ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

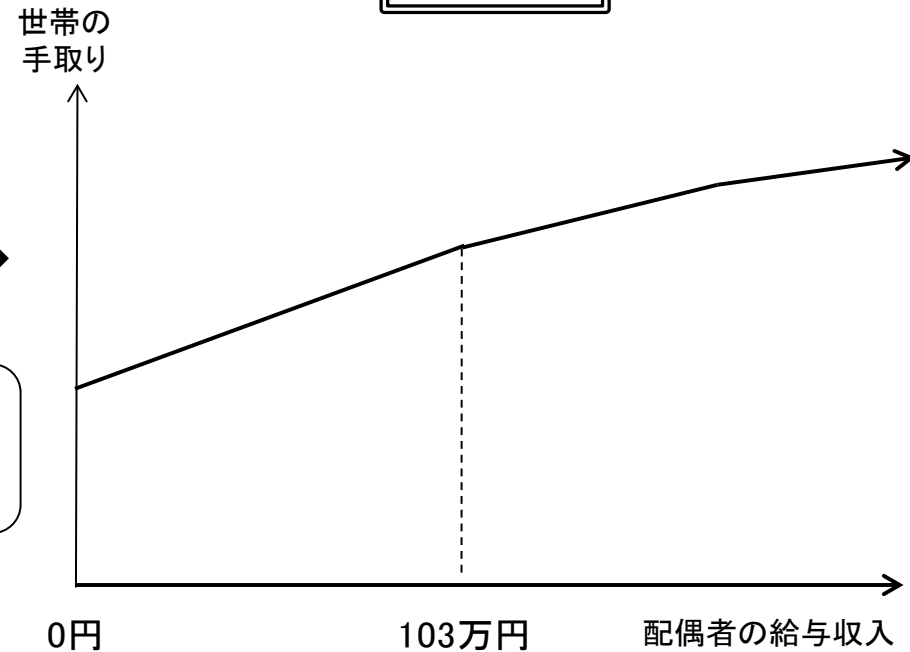
## いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。

昭和61年以前



現 行



配偶者  
特別控除  
の導入後

(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

# 民間における家族手当の支給状況について

（人事院「平成28年職種別民間給与実態調査」により作成）

## ① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の手当を見直し予定がある	配偶者の手当を状況の変化によっては見直しを検討	配偶者の手当を見直し予定がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
76.8%	(87.0%)	[9.1%]	[13.3%]	[77.6%]	(13.0%)	23.2%

（注1）（ ）内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

（注2）[ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

## ② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[85.4%]	<29.5%>	<65.9%>	<4.6%>	[14.6%]

（注1）[ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

（注2）< >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

## ③ 扶養家族の構成別支給月額

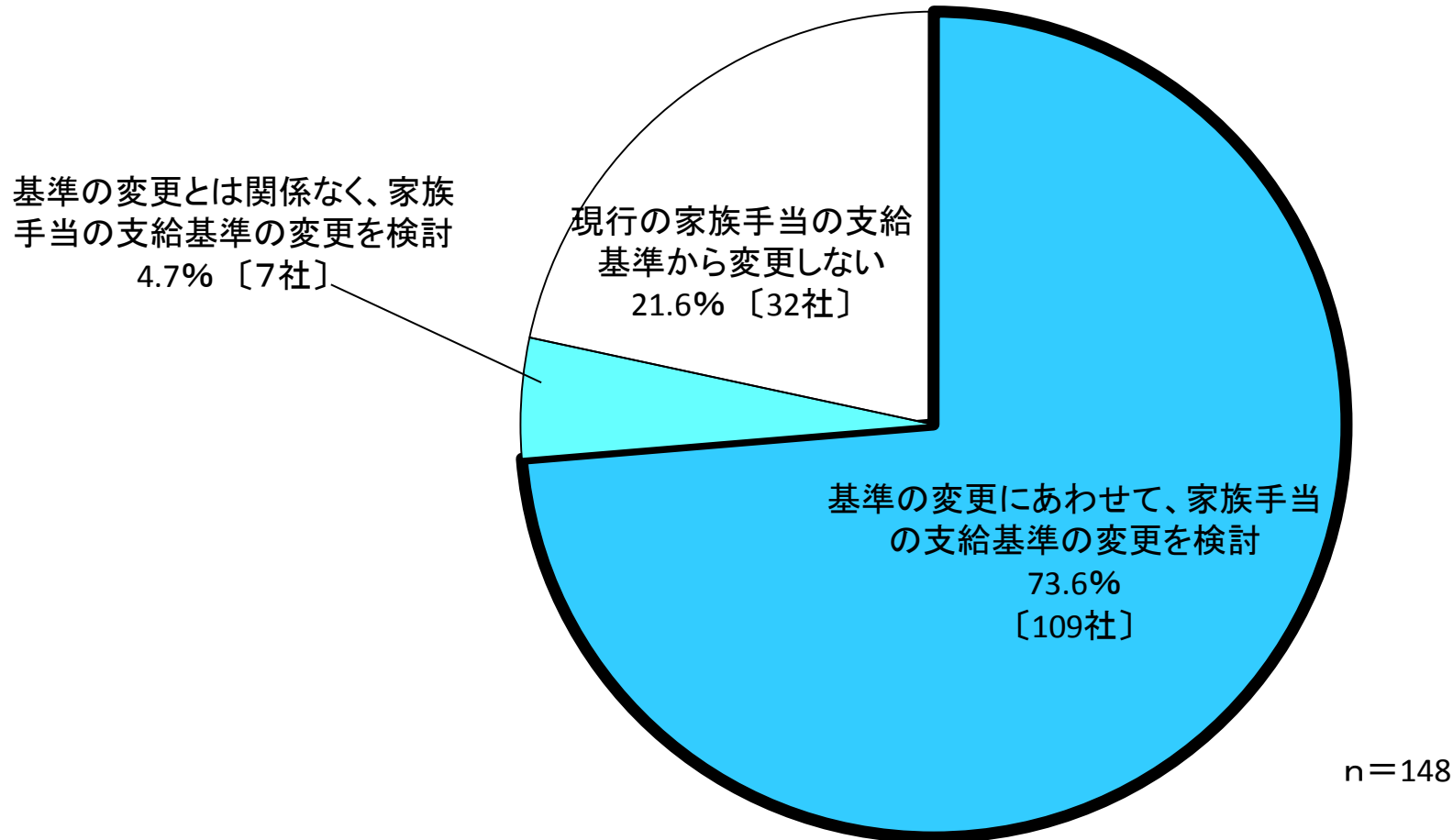
扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,024円
配偶者と子1人	20,094円
配偶者と子2人	25,593円

（注）支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

# 配偶者控除の見直しに伴う民間企業の家族手当 (配偶者手当)の見直しについて(アンケート結果)

(日本経済団体連合会「2015年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」(2016年1月19日)より)

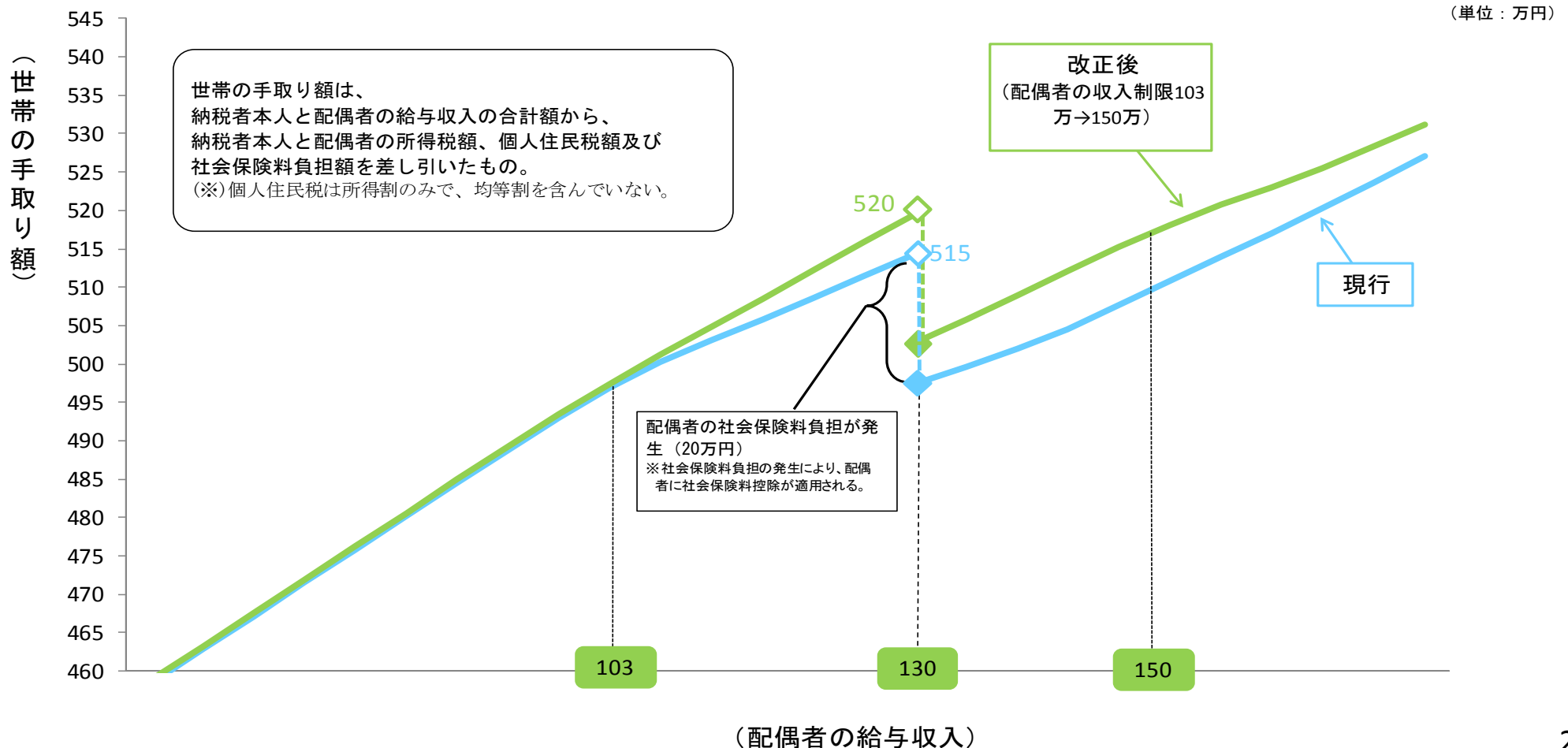
「配偶者控除」や「健康保険被扶養者」の適用となる所得基準が変更となった場合の対応



## 配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図

- (前提)
- ・ 納税者本人の給与収入は500万円と仮定。
  - ・ 配偶者は中小企業等に勤めており、平成28年10月からの被用者保険の適用拡大の対象外。配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は国民年金の第1号被保険者となるケースが一般的であるが、ここでは、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上となり、厚生年金の加入者（国民年金の第2号被保険者）となると仮定。

(注) 配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。



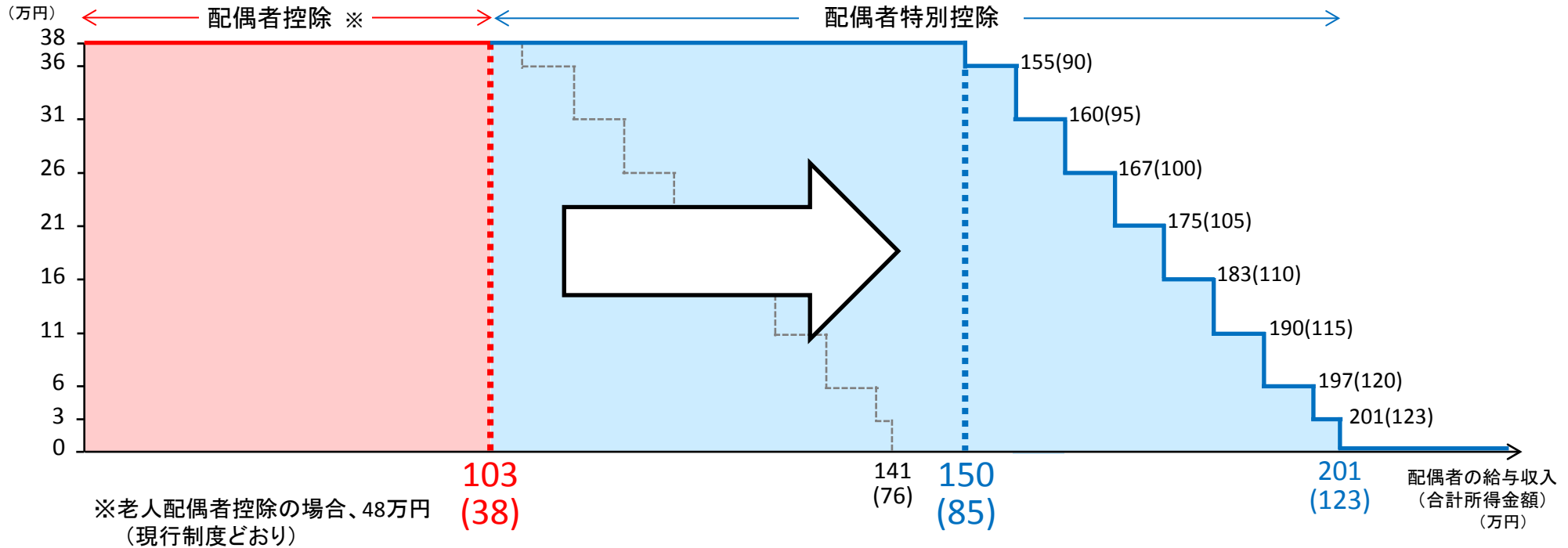
# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（案）

29改正案

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

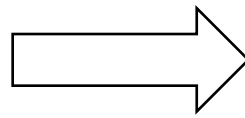
〔平成30年分以後の  
所得税について適用〕

納税者本人の  
受ける控除額



納税者本人の  
所得制限

見直し前: なし  
(配偶者特別控除は、給与1,220万円  
(合計所得金額1,000万円)で消失)

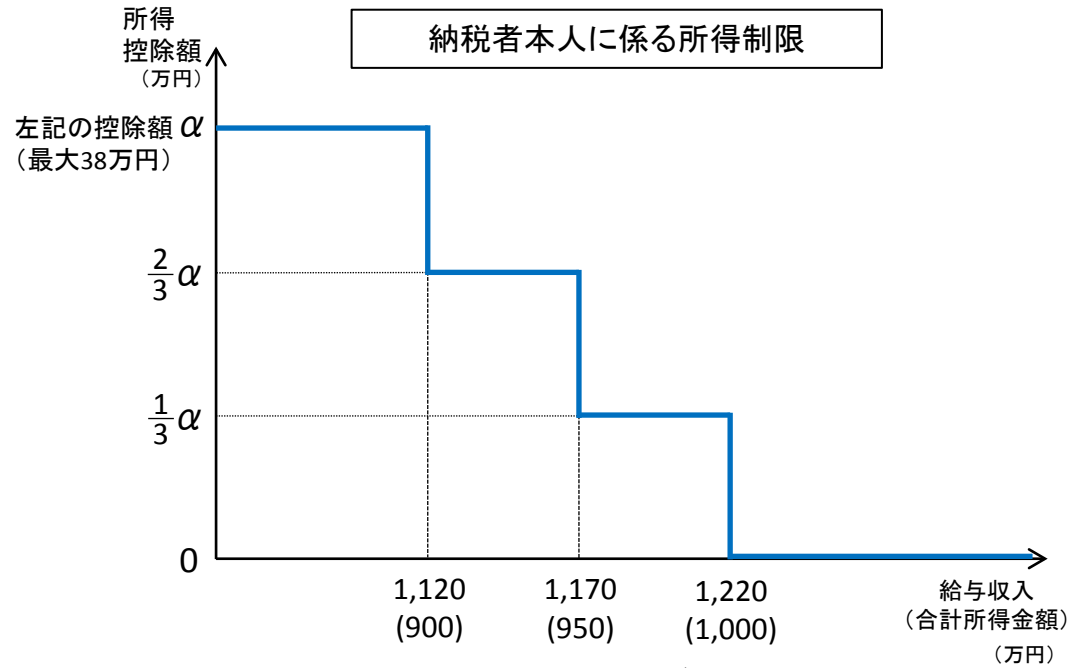
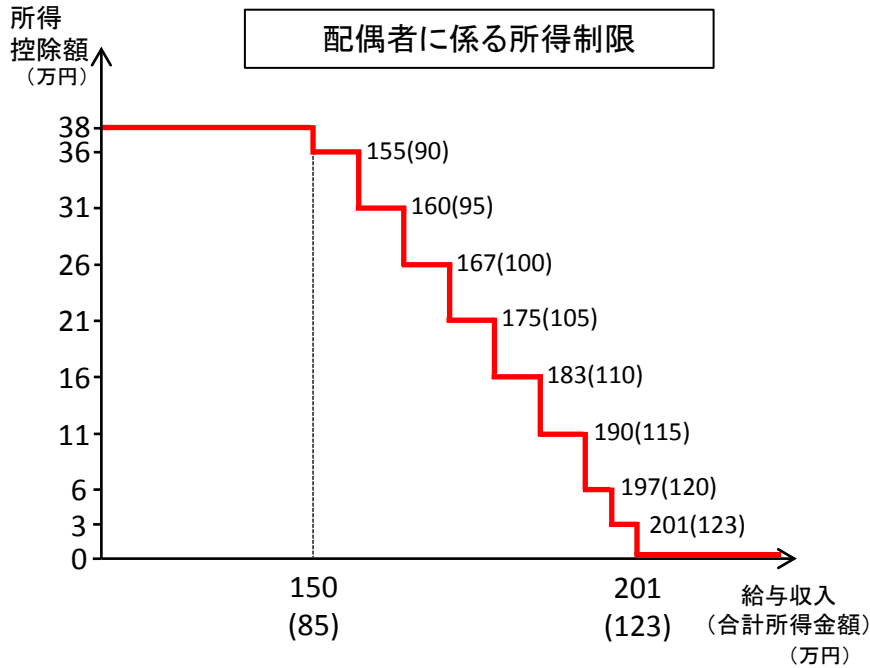


見直し後:  
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、  
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

# 控除額を納税者本人の所得に応じて 逦減・消失させていく仕組み（案）

29改正案



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①～1,120万円(～900万円)の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円(900～950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円(950～1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

## 第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

### 1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

#### (2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいため、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

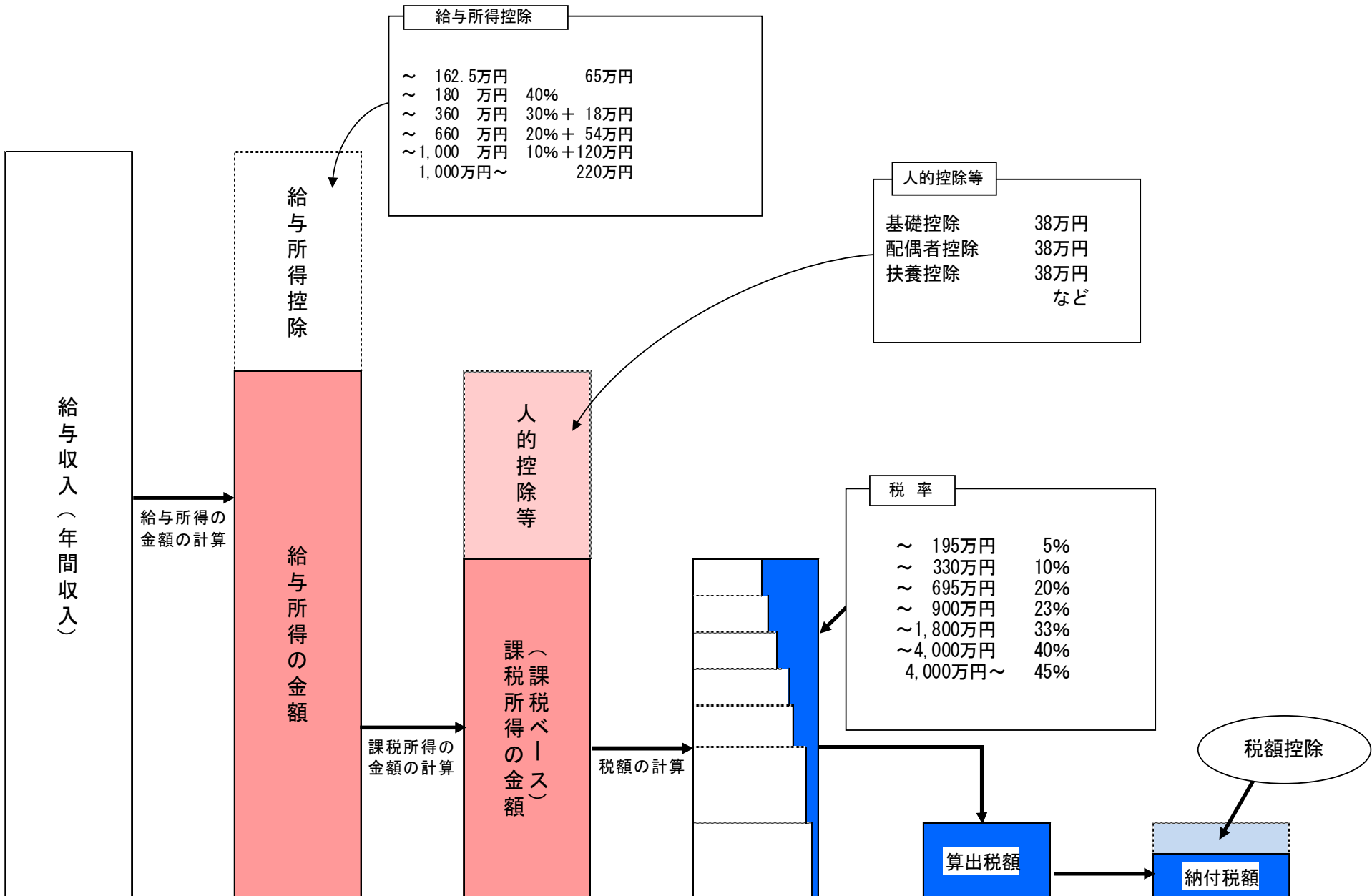
個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある。丁寧に進めていくこととする。



# 所得控除方式の見直し

# 給与所得者の所得税額計算のフローチャート



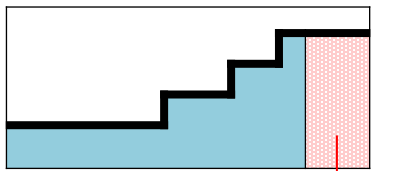
# 所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

## 所得控除(日本)

所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



↓ 累進税率を適用

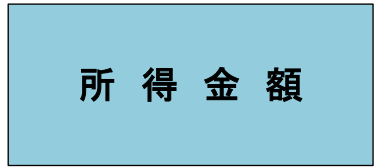


負担軽減

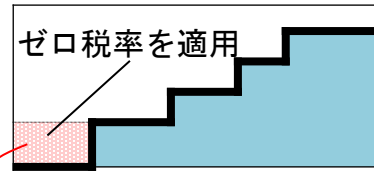
高所得者ほど大

## ①ゼロ税率(ドイツ・フランス)

課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



↓ 所得控除なしで累進税率を適用

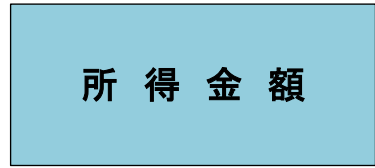


負担軽減

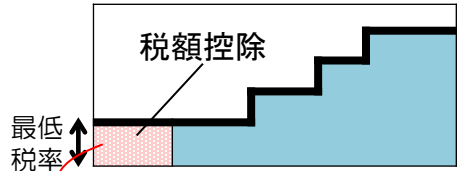
所得水準によらず一定

## ②税額控除(カナダ)

一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



↓ 所得控除なしで累進税率を適用

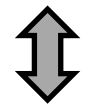
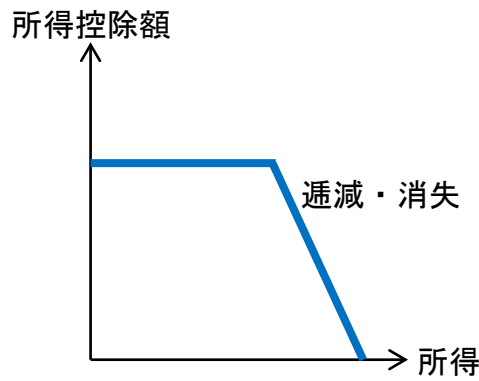


負担軽減

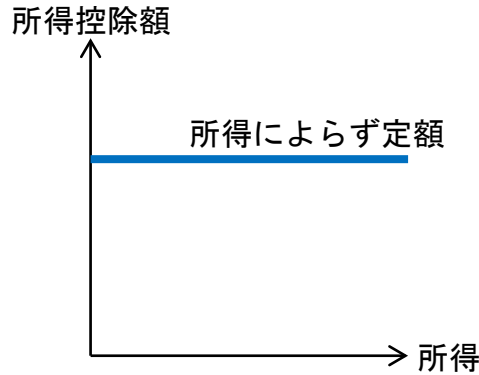
所得水準によらず一定

## ③所得控除(アメリカ・イギリス)

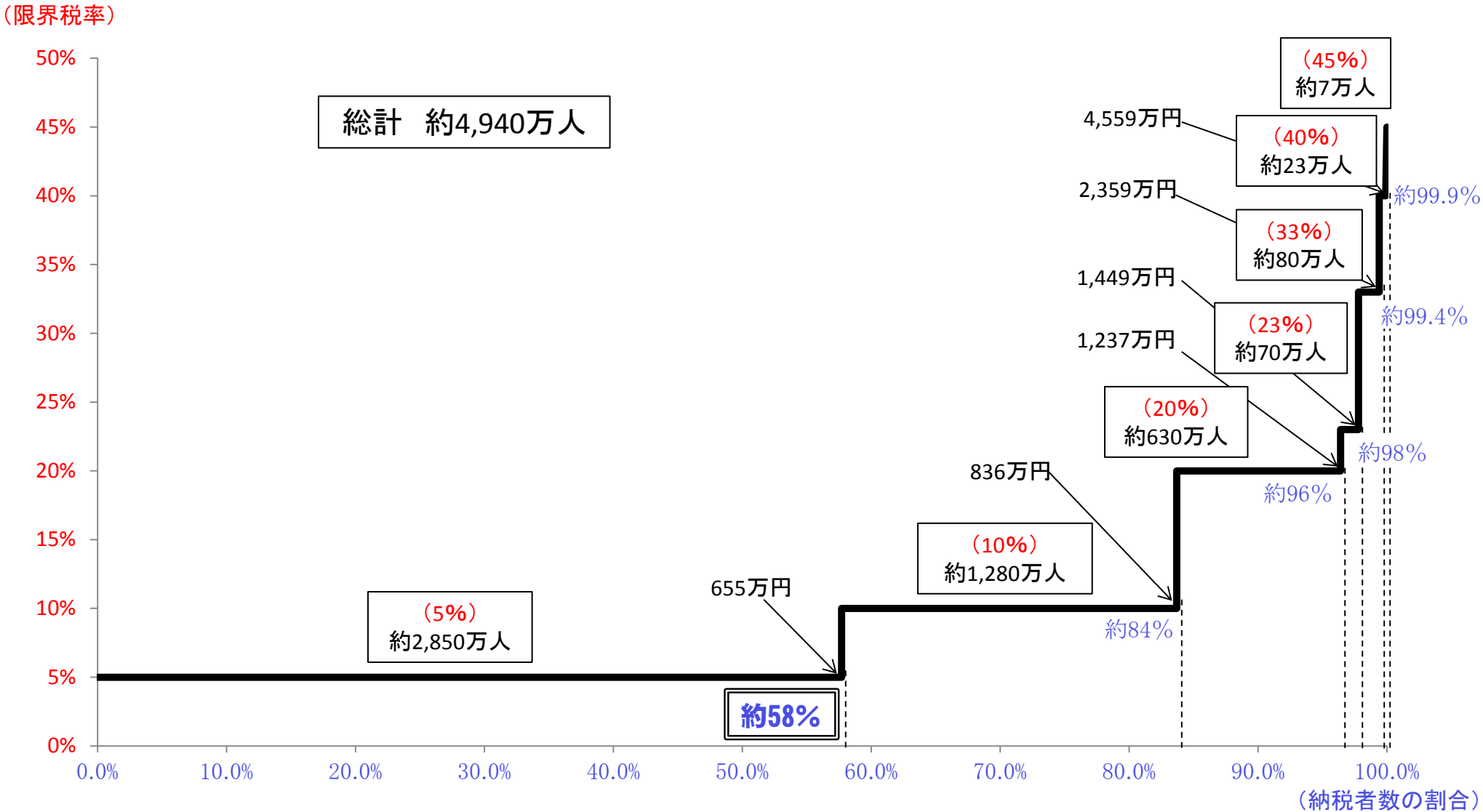
所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



## 所得控除(日本)



# 納税者の分布(所得税の限界税率ブラケット別)



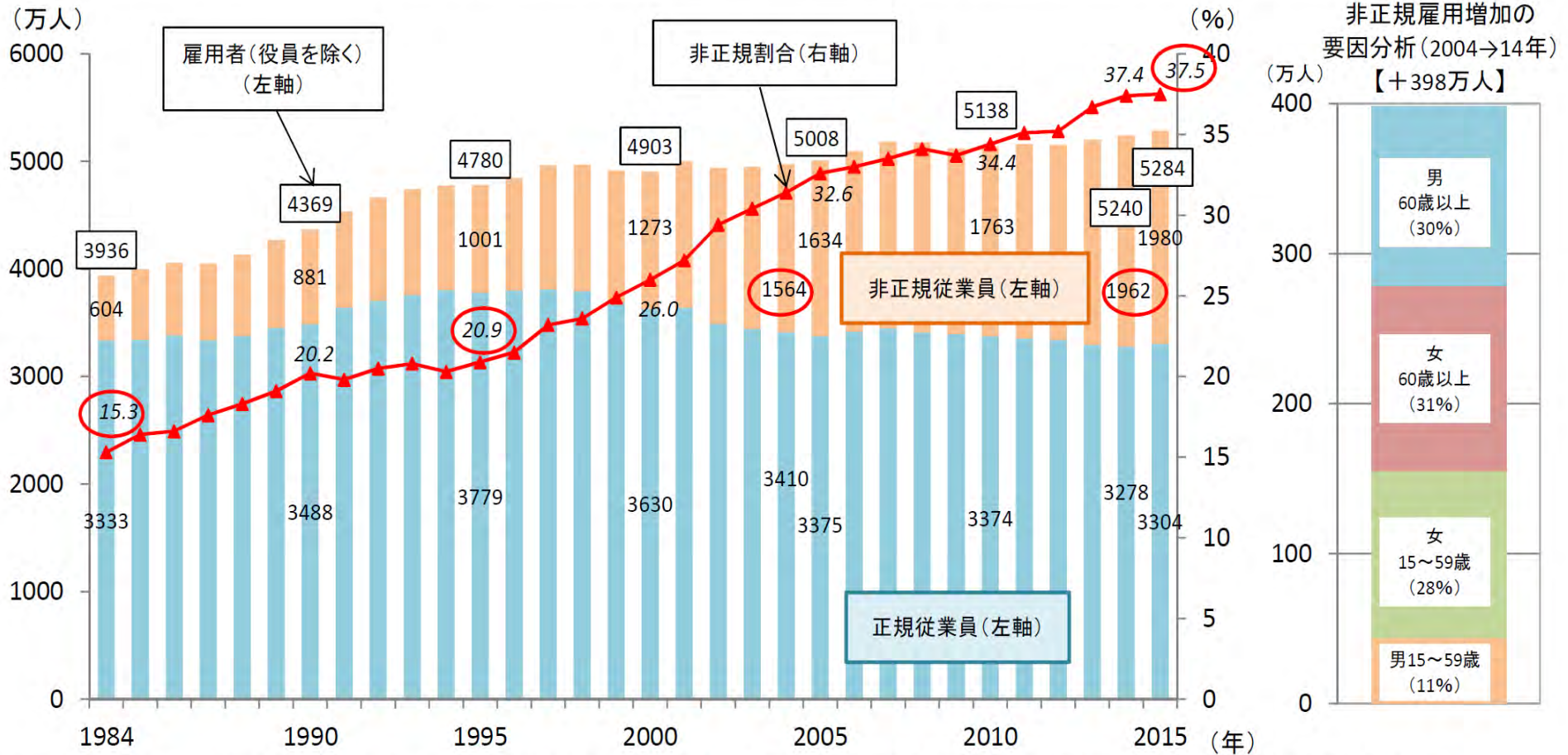
(注1) 平成28年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限額の引下げ(平成29年分以後:給与収入1,000万円で控除額220万円)を加味。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

# 働き方の多様化を踏まえた 諸控除の見直し

# 正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性であるが、15～59歳の男性でも増加。



(出所) 左図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」 右図: 塩崎臨時議員提出資料「賃金・雇用情勢について」(平成27年4月16日経済財政諮問会議)

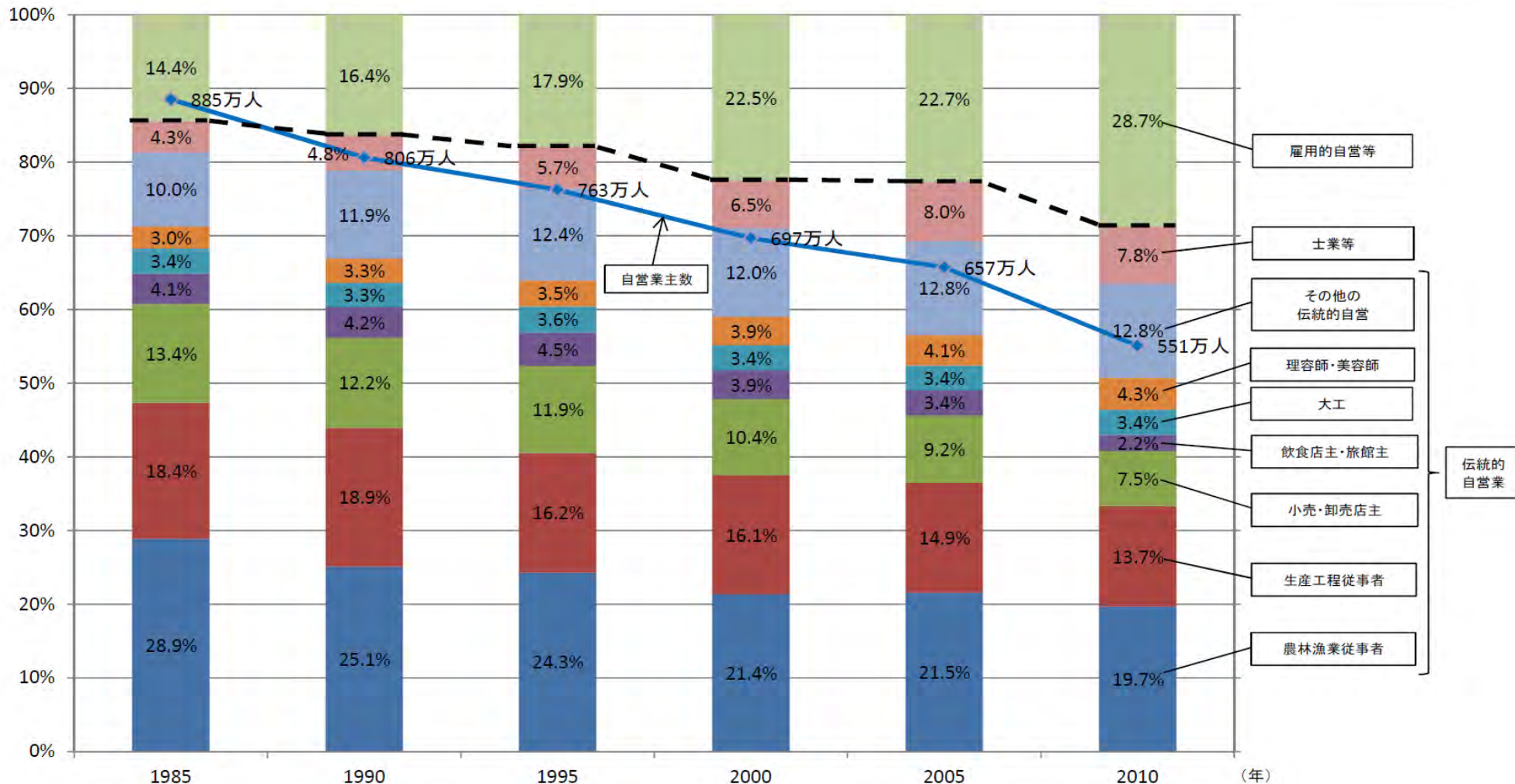
(注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2) 2011年の数値は補完推計値を使用している。

(注3)「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

## 職種別自営業主数及び構成比の推移

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

# 日本の所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

## 個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

### 主な収入の種類 (注1)

### 所得計算上の控除

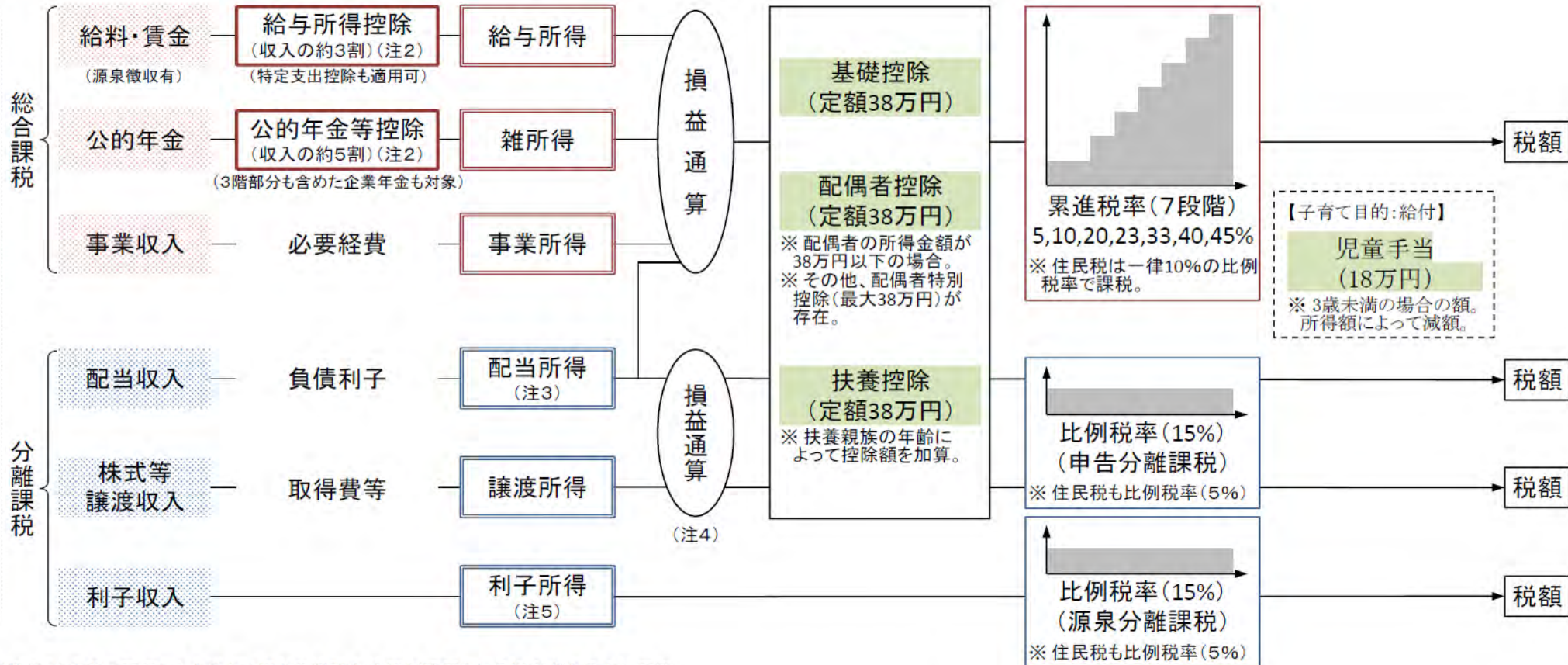
### 所得分類

### 損益通算

### 所得控除

### 税率構造(注6)

### 税額控除等



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

(注4) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注5) 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

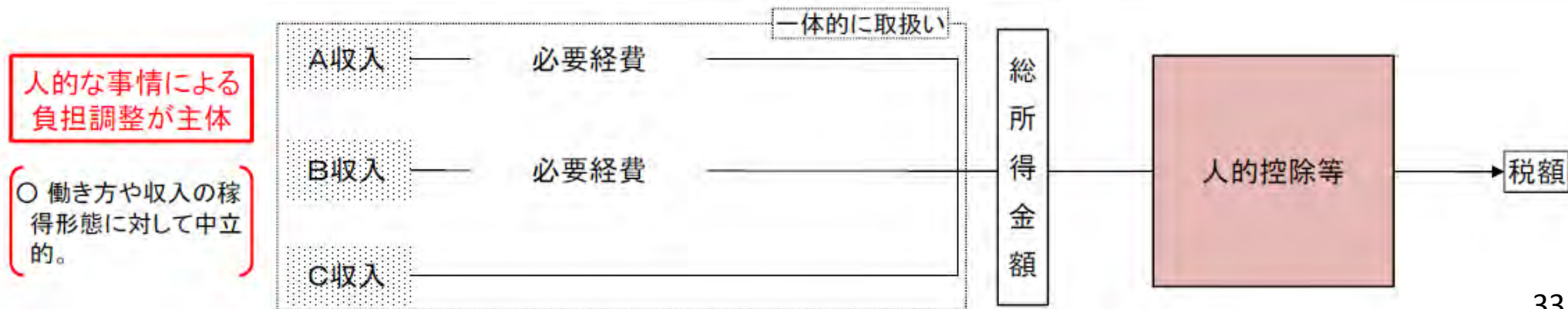
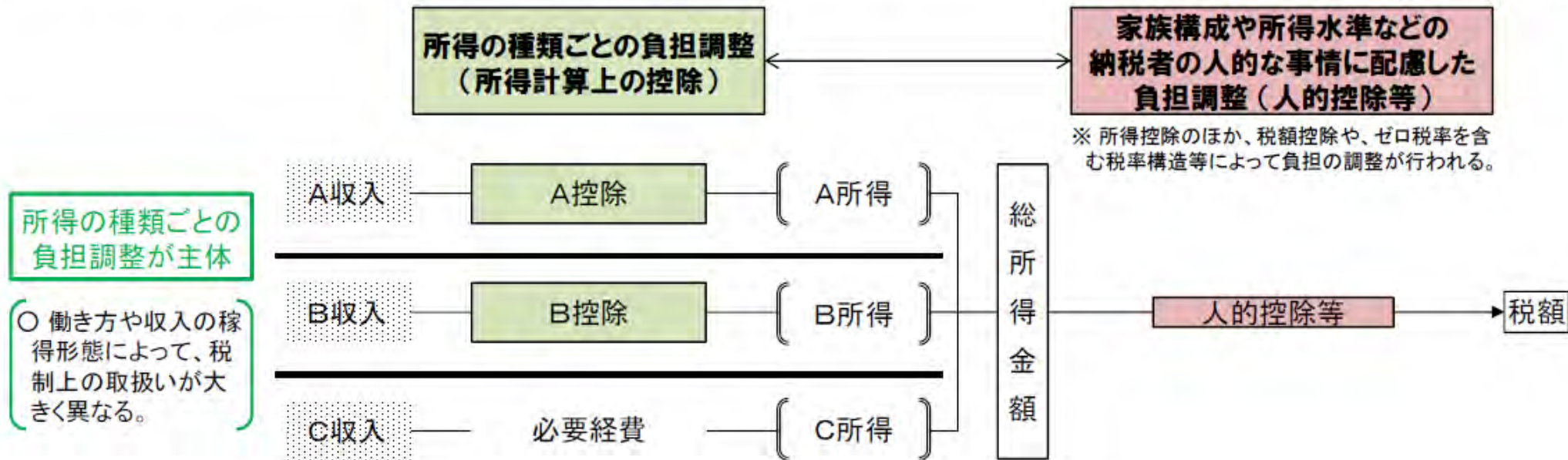
(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。



## 税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

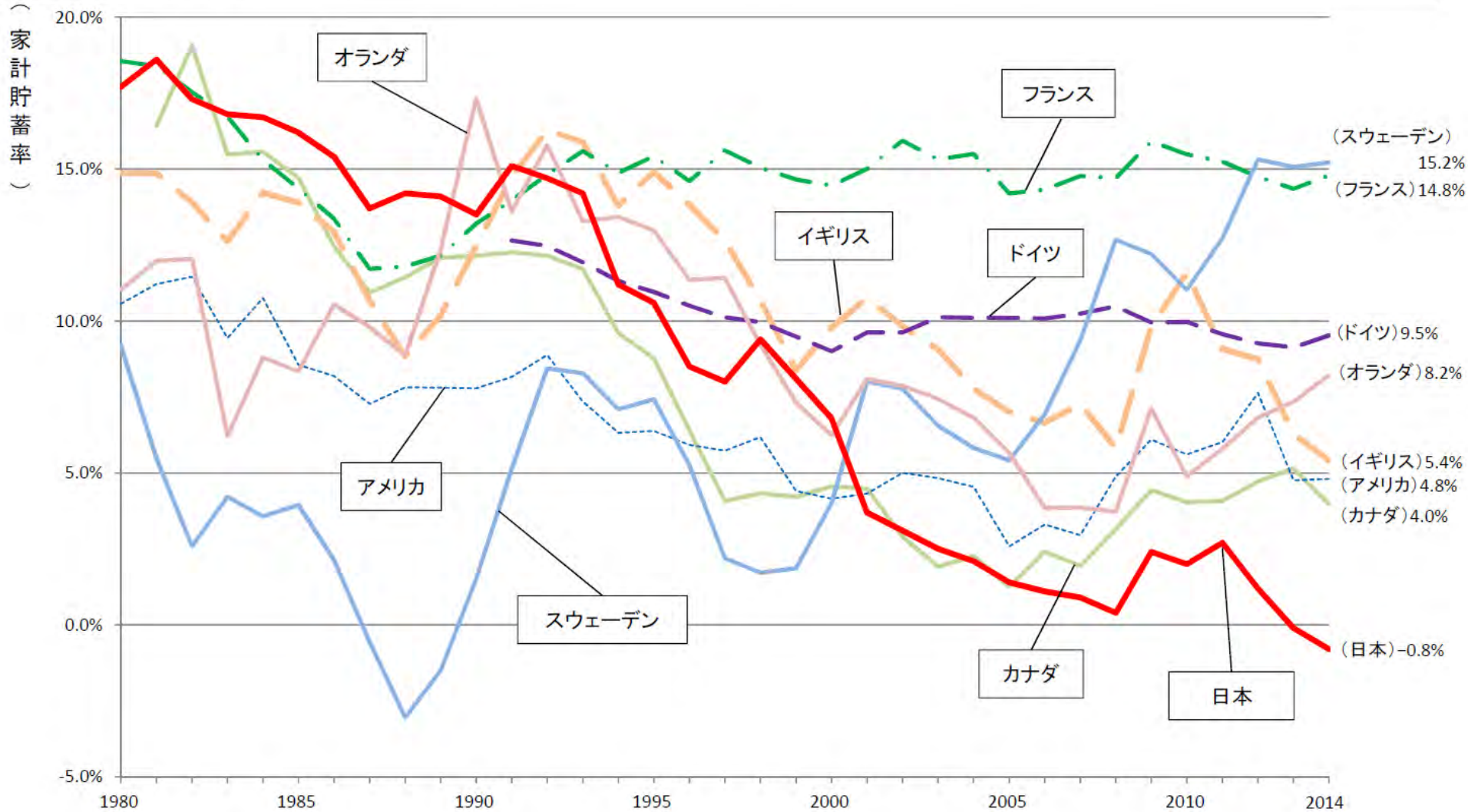
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



# 老後の生活に備えるための自助努力 を支援する公平な制度の構築

# 家計貯蓄率の国際比較

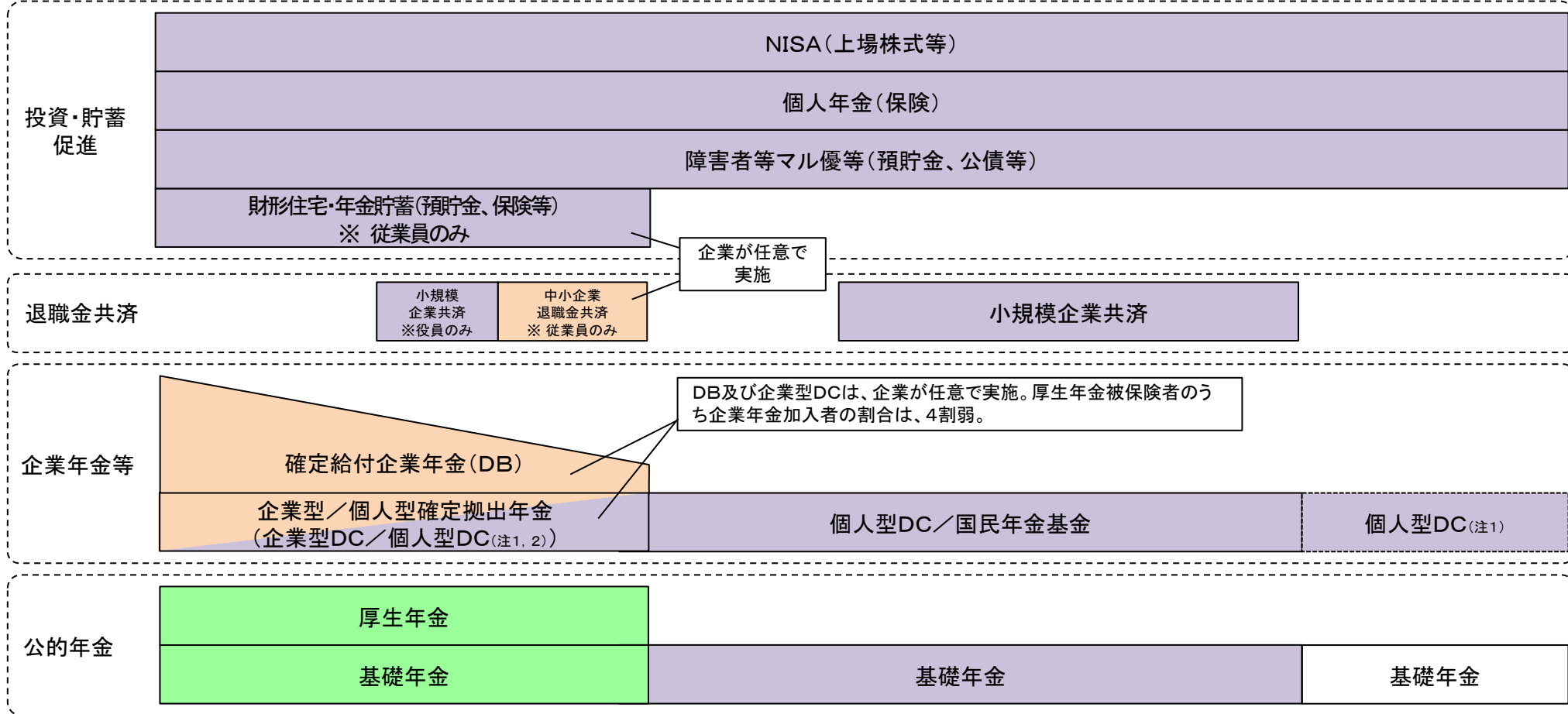
○ 日本の家計貯蓄率は、老年人口比率の増加等の影響を受け、2014年には-0.8%まで減少し、他の主要国と比べ最も低い水準まで低下している。



（注） データの制約上、カナダは1981年以降、ドイツは1991年以降の値を記載。また、イギリスとフランスはグロスの家計貯蓄率、その他はネットの家計貯蓄率。  
 （備考） 日本は内閣府「国民経済計算」、諸外国はOECD「Economic Outlook No 99」（2016年6月）による。

# 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
------------------------	-------------------------	----------	------------------	----------------------	------------------------------



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

# デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

- 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上とする政策目標の着実な達成のため、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みへ見直し。
- ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を試験研究費の範囲に追加。
- 高水準型の適用期限を2年延長。
- オープンイノベーション型の研究開発を促進するため、特別試験研究費制度の使い勝手を向上。

## 総額型

《現 行》

税額控除率	8～10%（中小法人12%）
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費）
対象となる試験研究	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明

## 増加型（28年度末期限）

税額控除率	試験研究費の増加*に応じ、5～30%
控除限度額	法人税額の10%（増加型 or 高水準型）

\* 過去3年間の試験研究費の平均と比較

## 高水準型（28年度末期限）

税額控除率	$(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 20\%$
控除限度額	法人税額の10%（増加型 or 高水準型）

## オープンイノベーション型（特別試験研究）

## 総額型

《改正案》

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%* （中小法人：12～17%*）
控除限度額	法人税額の25%（一般試験研究費） <ul style="list-style-type: none"> <li>* 中小法人：10%上乗せ（増加率5%超の場合）*</li> <li>* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ*</li> </ul> （高水準型との選択）
対象となる試験研究	・ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を追加

## 高水準型

※  
適用期限を2年延長

※ 2年間の時限措置  
 総額型の控除率については  
 大法人：10%超  
 中小法人：12%超の部分

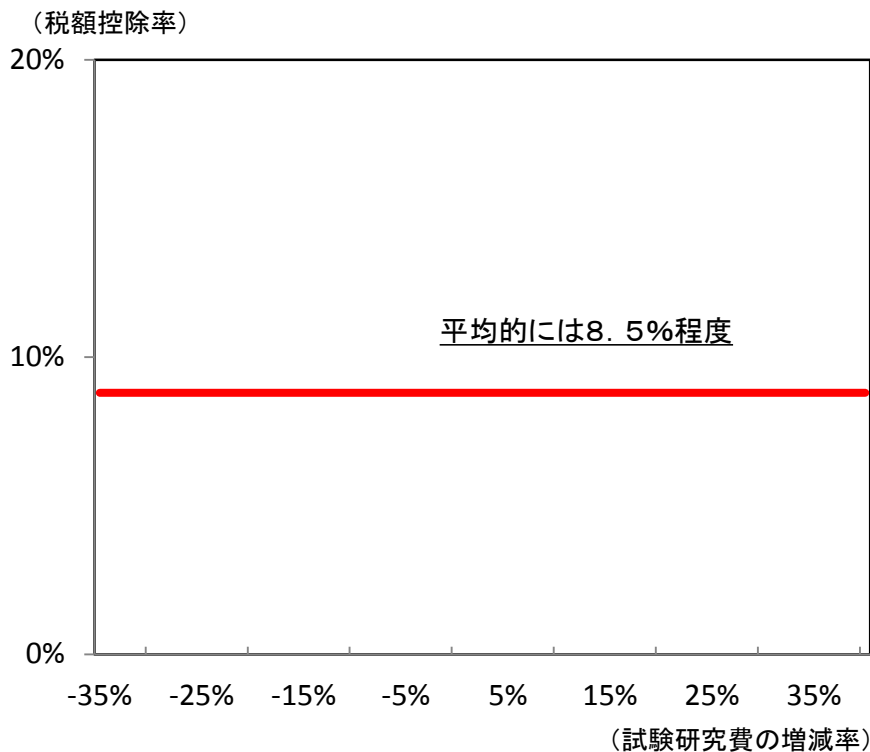
## オープンイノベーション型（特別試験研究）

手続きの見直しにより使い勝手の向上を図る

- 現行の総額型が、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とすることで、増加インセンティブを強化。

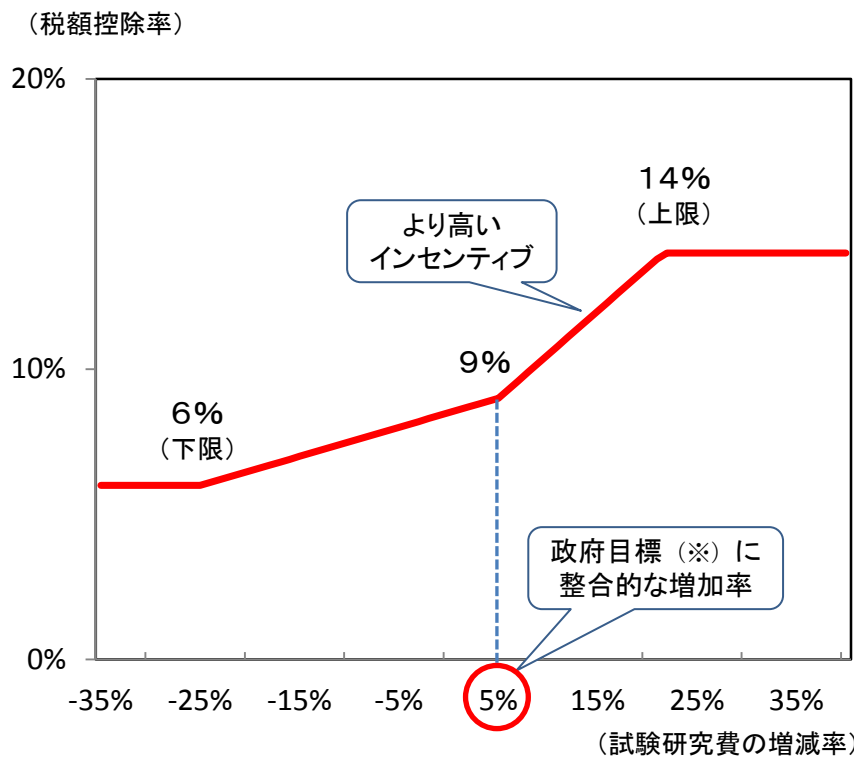
【現 行(総額型)】

試験研究費の増減にかかわらず  
一定の税額控除率



【改正案】

試験研究費の増減に応じた税額控除率とし  
増加インセンティブを強化



(※) 官民の研究開発投資を2020年に対GDP比4%以上(民間については同3%)とする目標。

- I o T、ビッグデータ、A I等を活用した「第4次産業革命」が進展する中、こうした技術を利用する新たなビジネスの創出を後押しすることが必要。
- 研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加。

## 試験研究費の定義（現行制度）

- 製品の製造
- 技術の改良・考案・発明  
にかかる試験研究のために要する費用



## 改正案

- 第4次産業革命型のサービス開発を追加
  - ・センサー等による自動的なデータの収集
  - ・専門家による情報解析技術を用いた分析
  - ・新たなサービスの開発

<参考イメージ（経産省資料より抜粋）>

### ヘルスケアサービス

センサーにより個人の運動や睡眠状況、心拍等の情報を収集・分析

→各個人に最適なフィットネスプランや食事プラン等を提供



(出所) Fitbit Web

(出所) iTunesより

### 自然災害予測サービス

ドローンにより山地の地形や降雪状況等を収集・分析

→的確な自然災害予測を提供



### 農業支援サービス

センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析

→効果的な農作業情報を配信

#### 水田用特殊センサー



(出所) ウォーターセルHP



- 現在、オープンイノベーション型については、高い控除率を設定しているにもかかわらず、手続き面の負担等を背景に、十分なインセンティブ効果が発揮できているとは言いがたい状況。
- オープンイノベーション型の手続要件を企業活動の実態を踏まえて適正化することで、オープンイノベーションの更なる促進を図る。

## 対象費目の拡大

自社外試験研究費の対象となる費目は、原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費に限定。

共同・委託研究に要した費用とする。  
これにより、共同・委託研究先である大学等の研究施設における光熱費、修繕費等が対象となる。

## 対象費用の追加・変更の柔軟化

契約変更があった場合には、その契約変更日以後に支出した費用のみが対象。

契約変更前に支出した費用であっても、その契約に係るものであることが明らかであり、その支出日と契約変更日が同一事業年度であれば、対象とする。

## 確認方法の簡素化

事業年度終了時における特別試験研究費の額であることの確認は、費用内訳(明細書)と領収証等との突合により行うこととされている。

領収証等との突合までは求めないこととする。

## (参考) オープンイノベーションの促進に関連する項目

- 私立大学における受託研究の非課税措置について、実施期間が3ヵ月以上との要件を撤廃、研究結果の帰属や公表に係る要件を緩和

	現 行	改正案
大企業	<p><b>【要件】</b></p> <p>① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加                      ② 給与等支給総額：前事業年度以上                      ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る</p> <p><b>【税額控除】</b></p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u></p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p><b>【要件】</b></p> <p>①・② 変更なし                      ③ 平均給与等支給額：前年度比<u>2%以上増の要件に変更</u></p> <p><b>【税額控除】</b></p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ</u>                      →合計<u>12%</u></p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>
中小企業	<p><b>【要件】</b></p> <p>①～③ 同上                      ※ 但し①の増加割合は以下の通り。</p> <p><b>【税額控除】</b></p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額の<u>10%</u></p> <p>≪要件①の増加要件割合≫</p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>	<p><b>【要件】</b></p> <p>①～③ 変更なし</p> <p><b>【税額控除】</b></p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、<u>平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</u>                      →合計<u>22%</u></p> <p>H24 H25 H26 H27 H28 H29</p>

- 企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日の分散等が課題。
- 会計監査人設置会社が事業年度終了後3ヵ月を超えて株主総会期日を設定した場合、株主総会後に法人税の申告を行うことを可能とする。

## 《現行》

### 【原則】

事業年度終了日後2ヵ月以内に申告書を提出

### 【特例】

会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しない場合には、申告期限を事業年度終了後3ヵ月まで延長可能

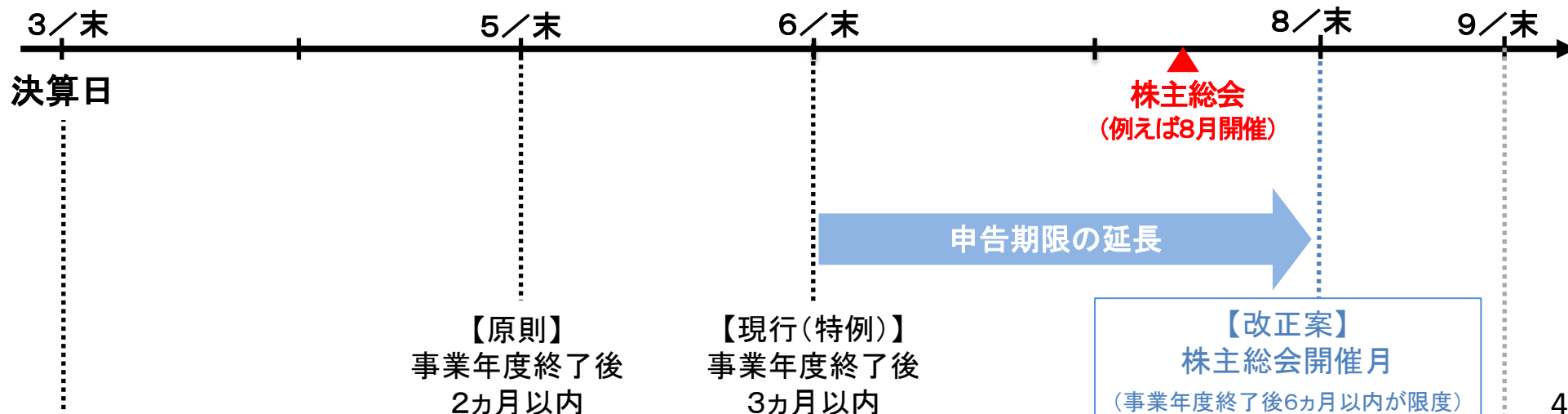
※ 特別の事情がある場合には、税務署長が指定する期間延長可能

## 《改正案》

会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会が招集されない場合には、申告期限を事業年度終了後最大6ヵ月まで延長可能とする

## <株主総会・申告期限のスケジュール例>

(例:3月決算企業が8月に株主総会を開催する場合)



- 「攻めの経営」を促す観点から、経営者に中長期インセンティブを付与するため、利益連動給与について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したものも損金算入の対象とする等の見直しを行う。

《現行》

- 役員給与のうち、以下のものは損金算入可
- ① 定期同額給与  
1ヶ月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与
  - ② 事前確定届出給与  
所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（譲渡制限付株式による給与も対象）
  - ③ 利益連動給与
    1. 利益の状況を示す指標を基礎に算定
    2. 当該事業年度の指標に限定
    3. 確定額を限度とするもの
    4. 非同族会社が支給するもの
- ※ 退職給与・ストックオプションによる給与は、上記①～③にかかわらず、損金算入
- 譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)・ストックオプション報酬  
自社役員等に付与対象が限定。  
(譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む。)

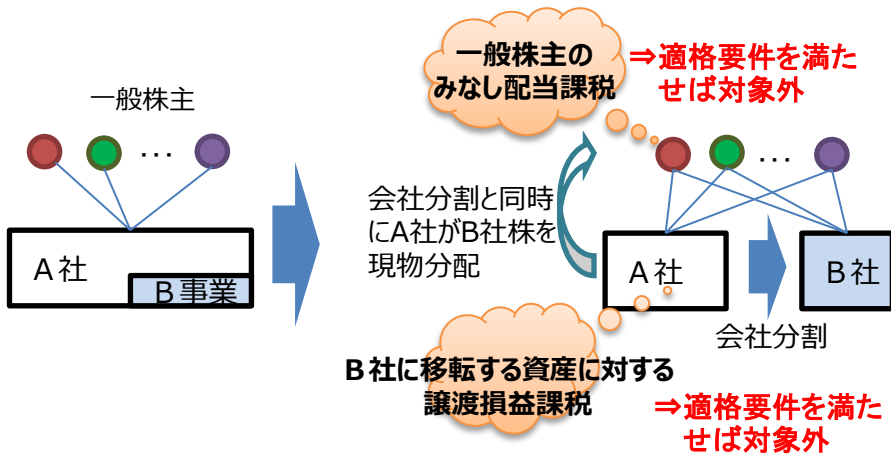


《改正案》

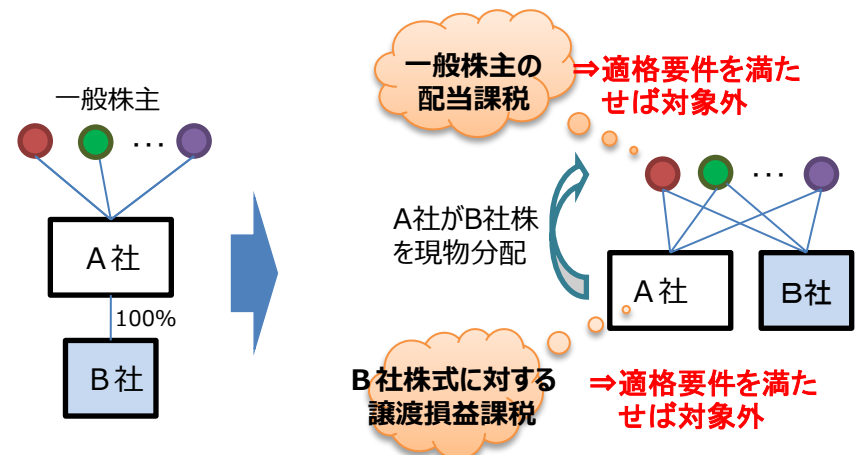
- ① 定期同額給与  
同左
  - ② 事前確定届出給与  
所定の時期に確定した数の株式・ストックオプションを交付する給与を追加
  - ③ 業績連動給与
    1. 算定指標に株価等を追加
    2. 複数年度の指標を用いることを可能とする
    3. 株式・ストックオプションの確定数を限度とするものを追加
    4. 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加
- ※ 業績連動退職給与・ストックオプションによる給与を上記②・③の対象とし、各要件を満たす場合に損金算入可能とする。
- 譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)・ストックオプション報酬  
子会社の役員等にも拡大。

- 企業の機動的な事業再編を可能とするため、特定事業を切り出して独立会社とする「スピノフ」を行う際に、一定の要件のもとで、譲渡損益や配当に係る課税を行わないこととする。  
（スピノフを適格組織再編成に追加）

①事業部門のスピノフの場合（単独新設分割型分割）



②完全子会社のスピノフの場合（現物分配）



【適格要件】

現行の適格組織再編成の要件を参考に、役員継続、従業員引継ぎ、事業継続等に係る要件を設ける。

◎ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設する（現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税）。

	積立NISA	現行NISA
年間の投資上限額	40 万円	120 万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20 年間	5 年間
口座開設可能期間	20 年間 (平成30年～平成49年)	10 年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について金融庁が定める要件を満たしたものに限る)	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、 <u>定期かつ継続的な方法</u> で投資	制限なし
制度イメージ	<p>(単位：万円)</p> <p>20 年間</p> <p>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>10 年間</p> <p>ロールオーバー可</p>

# ローカルアベノミクスの推進

(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)

- 地域経済を牽引する地域中核企業による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すための投資促進税制を創設する。

## 新たな法的枠組みにおける支援スキーム(案)

## 課税の特例の対象・内容

### 地域中核事業計画（仮称）

#### （認定のポイント）

- ・都道府県の策定する基本計画に合致していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること
- ・国内外における競争力を有すること

認定 都道府県

#### （主な支援措置）

#### 課税の特例（注）

金融支援、専門的アドバイス、規制特例

#### 課税の特例措置

#### （確認における追加要件）

- ・高い先進性を有すること

確認 ※ 国

（注）前年度の減価償却費の10%を超える設備投資を対象  
（地方自治体が事業者として参画する場合を除く）

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

\* 取得価額100億円を限度。

※ 国の確認に際しては、有識者で構成される第三者委員会での評価

### <対象事業のイメージ>

地域固有の強みを活かした以下のような事業を想定。

- ・先端技術を活かした成長ものづくり分野（医療機器、航空機等）
- ・第4次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、AI等）
- ・食関連・地域商社（農水産品の海外市場獲得等）
- ・新たなニーズをターゲットにした観光・商業、スポーツ活用ビジネス
- ・医療・健康・教育関連サービス 等



○ 中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加。  
適用期間は2年間。

○ 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長。

中小企業経営強化税制

- 中小企業経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とする。

※拡充部分

生産性向上設備

- ・旧モデルと比べて生産性\*が年平均1%以上改善する設備
- \*例: 省エネ効率

収益力強化設備

- ・投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備

即時償却  
税額控除  
7or10%※

特別償却  
30%  
税額控除  
7%※

中小企業投資促進税制

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

車両等

ソフトウェア

機械装置

工具\*

\*測定工具・検査工具

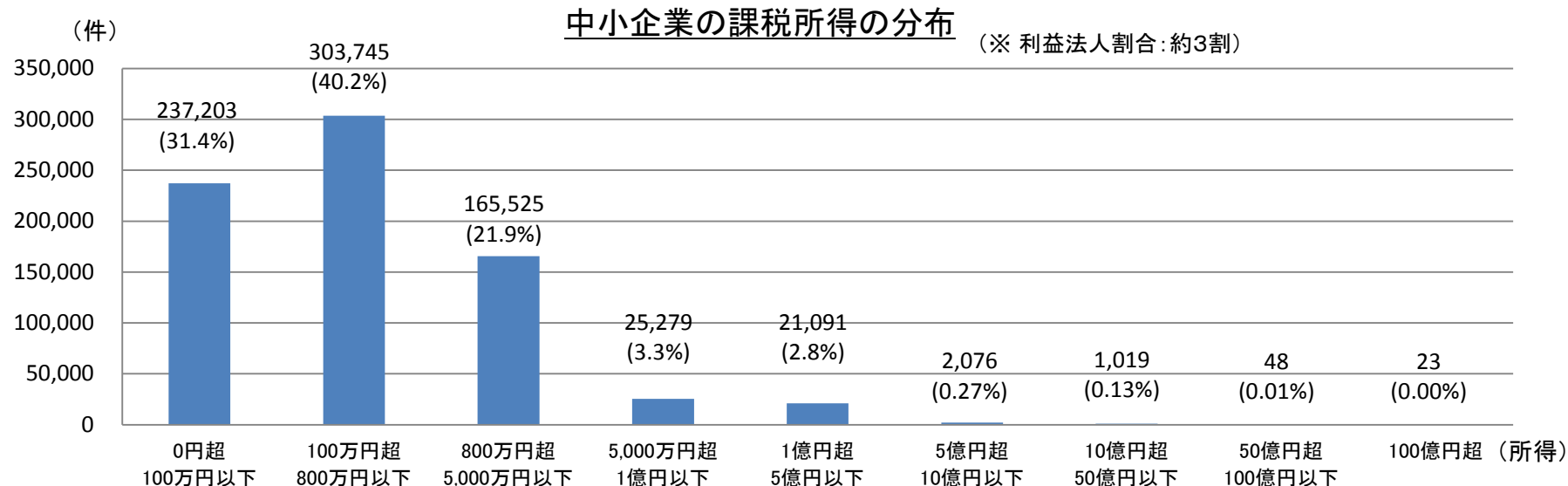
器具備品

建物附属設備

※資本金  
3000万円  
以下の法人  
に適用

【税額控除限度額】中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%を上限とする。

- 財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを加える(平成31年4月より適用)。
- この対象となる措置は、租税特別措置法における中小企業向け優遇措置のみ(法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り、中小企業として取り扱う)。



(注)「租税特別措置の適用実態調査」(26年度)より作成。括弧の中の数字は利益法人に占める割合。

**【参考1】平均所得(利益法人の10年平均)**

大企業 (資本金1億円超)	中小企業 (資本金1億円以下)
15億円	1,600万円

**【参考2】会計検査院の財務大臣・経済産業大臣に対する意見表示(22年10月26日)(抄)**

多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

## ○ 要件の緩和 ～安心して制度が利用できるように～

### 1. セーフティネット規定の創設 ⇒ 災害等で要件を満たさなくなった場合でも引き続き猶予を継続

- ①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員が多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件の緩和等を行う。

### 2. 雇用確保要件の計算方法の見直し ⇒ 従業員の少ない小規模事業者に対する配慮

維持すべき従業員数〔贈与時等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨て(現行:切上げ)【政令事項】

## ○ 生前贈与の促進 ～早期の計画的な事業の承継を支援～

### 3. 相続時精算課税制度の併用を可能に ⇒ 取消時の税負担への不安を軽減

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とする。

### 4. 切替要件の見直し ⇒ 意欲ある中小企業者の成長を支援

生前贈与後に贈与者が死亡し相続税の納税猶予を適用する際、中小企業者要件・非上場会社要件を撤廃。

## ○ 手続の簡素化 ～より使い勝手のよい制度へ～

### 5. 資産管理会社要件の報告の簡素化、提出書類の削減 ⇒ 制度利用に伴う事務負担を軽減 【省令事項】

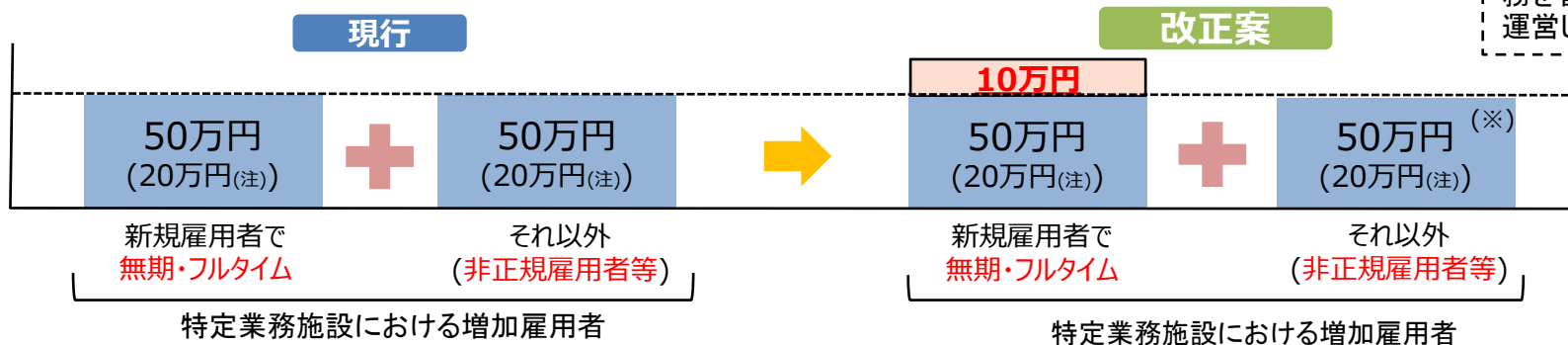
- ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ。

① オフィス等に係る税額控除 ⇒ 税額控除率を現行水準に維持。

類型	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
			現行	改正案
移転型	7%	7%	4%	<u>7%</u>
拡充型	4%	4%	2%	<u>4%</u>

② 雇用促進税制の特例の拡充 ⇒ 無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ

<移転型の1階部分、拡充型>



【特定業務施設】  
事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設

(注) 法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合は20万円

※ 特定業務施設における新規雇用者のうち、非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は10万円減額。

③ 移転型事業の要件緩和 ⇒ 特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を含めることができることとする。

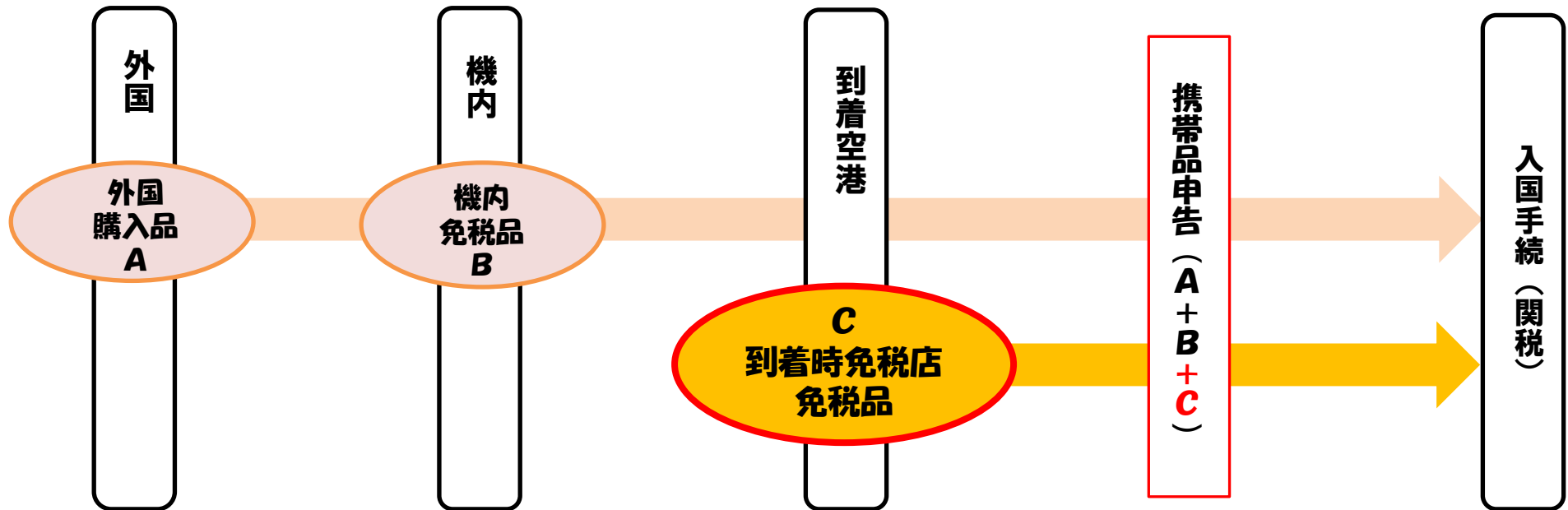
## 到着時免税店の導入(案)

【現 行】 旅客がその入国の際に携帯して輸入する個人使用目的の物品は、関税及び内国消費税（酒税・たばこ税を含む）が一定の範囲内(※)で免除される(携帯品免税制度)。

※ 酒類3本、たばこ2カートン(居住者)、香水2オンス、その他合計額20万円以下の物品

【見直し案】 旅客の利便性の向上等の観点から、全国各地の空港等の到着エリアにおける免税店（いわゆる到着時免税店）の導入を可能とし、到着時免税店において購入した物品を現行の携帯品免税制度の対象に追加する。

### 【入国旅客の免税品購入の流れ】

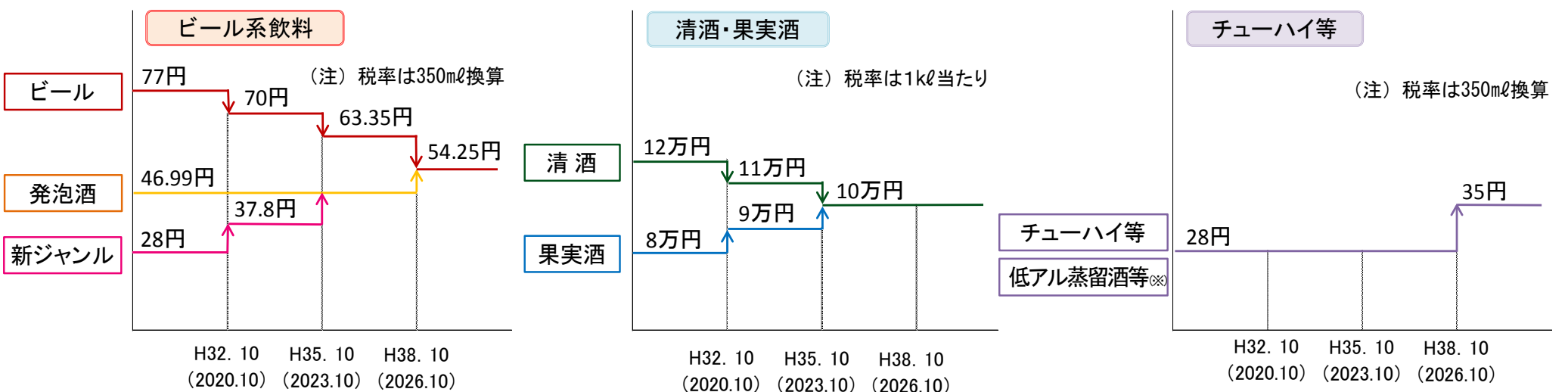


## 酒税改革(案)について

- 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大など、酒税改革に取り組む。
- この改革は、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税込中立で行う。
- 税率の見直しに当たっては、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進める。  
税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 今回の酒税改革により、酒類製造者が消費者にとって真に魅力ある商品の開発に経営資源をシフトすることや、地域の特色を活かした魅力ある商品の開発が進み、地方創生の牽引役となることが期待される。  
さらに、国際的にも評価される商品の開発が進み、日本産酒類のブランド価値の向上や、日本の酒類産業の国際競争力の強化にもつながる。

# 税率構造の見直し(案)

- ビール系飲料の税率について、平成38年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する(3段階で実施)。
- 醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率について、平成35年10月に、1kℓ当たり100,000円に一本化する(2段階で実施)。
- その他の発泡性酒類(チューハイ等)の税率について、平成38年10月に、1kℓ当たり100,000円(350mℓ換算35円)に引き上げる。これにあわせて、低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る特例税率についても、平成38年10月に引き上げる。
- 税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

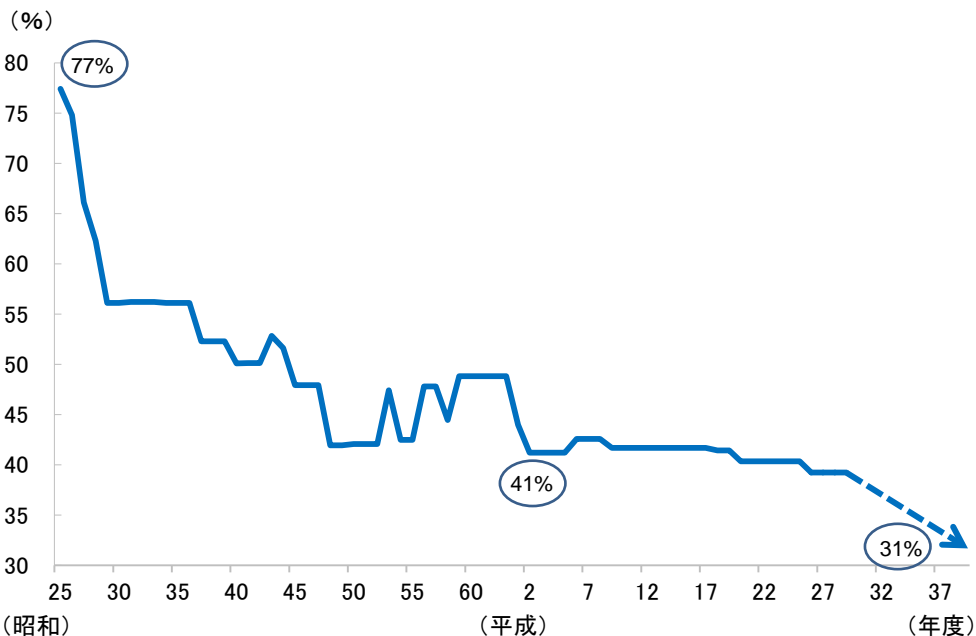


(※) 低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率(下限税率55)

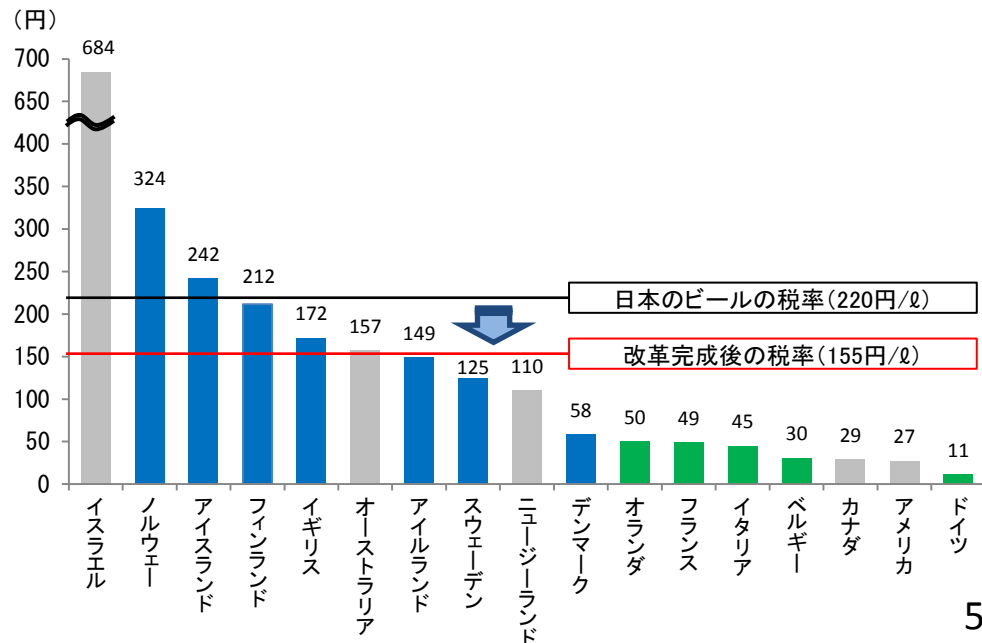
## 税率一本化後の水準(ビール系飲料)

- 今回の改革により、ビール系飲料の税率を54.25円に一本化することで、ビールの税率としては、価格比で見ても戦後最低水準となる。
- 「日本のビールの税率は、国際的に見て高い」と言われることがあるが、たとえばヨーロッパでは、清潔な飲み水を手に入れることが難しかった時代からビールが好まれていたという歴史があるとも言われており、こうした国情の違いも踏まえれば、単純な比較は馴染まない。  
それでも、今回の改革によりビールの税率が54.25円まで下がれば、イギリスやオーストラリア等並みとなり、国際的に遜色の無い水準になると言える。

ビール(大瓶633ml)の酒税負担率の推移



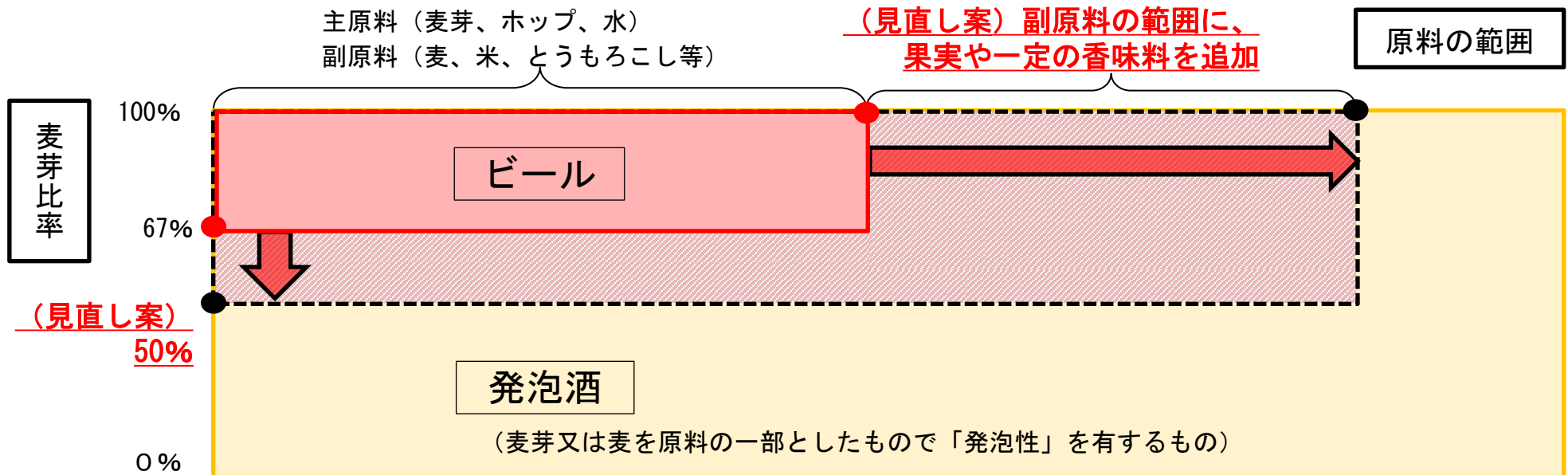
主なOECD諸国におけるビール(1ℓあたり)に係る酒税額





## ビールの定義の拡大(案)

- 現行の「ビール」の定義(=「ビール」と表示して販売できる商品の範囲)は、麦芽比率は67%以上とされ、麦芽、ホップ及び水以外に使用できる副原料は、麦、米、とうもろこし等に限定されている。  
(多様な副原料を用いた商品や麦芽比率が若干低い商品は、「ビール」と同じ税率が適用されるが、分類上は「発泡酒」となり、「発泡酒」と表示して販売することが求められる。)
- 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月に、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実(果肉・果皮)や一定の香味料を少量用いている商品を、ビールの定義に追加する。



# ビール系飲料の範囲拡大(案)

29改正案

○ ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発されうる類似商品も含めてその対象に取り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、色度や苦味価が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第2段階の税率見直しとあわせて、平成35年10月より実施する。

税率(350ml換算)

現行

ビール	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用</li> <li>✓麦芽比率67%以上</li> </ul>	77.00円
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓麦芽を使用</li> </ul>	46.99円
新ジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓エンドウたんぱく・ホップ等を使用</li> <li>✓発泡酒(ホップ使用)に麦スピリッツを混和</li> </ul>	28.00円
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓その他(チューハイ等)</li> </ul>	

(※1) 新ジャンル以外でホップを使用する発泡性酒類の税率は、ビール並びとされている。

改革完成後

ビール	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓麦芽・ホップ・水・<u>法定副原料(一部拡大)</u>のみ使用</li> <li>✓麦芽比率<u>50%</u>以上</li> </ul>	<u>54.25円</u>
発泡酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓麦芽を使用</li> <li>✓<u>ホップを使用</u>(※現行の新ジャンルは全て該当)</li> <li>✓<u>その他のビール類似商品(苦味価・色度一定以上)</u></li> </ul>	<u>54.25円</u>
その他の発泡性酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓その他(チューハイ等)</li> </ul>	<u>35.00円</u>

(※2) 税率見直しの第2段階では、新たに発泡酒に追加される酒類(新ジャンル以外)の税率は、ビール並びとする。58

○ 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム」の魅力を高めていくため、酒類製造者が輸出酒類販売場(仮称)の許可を受けた製造場において外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税とする制度を導入する。

(許可要件)

- ・ 消費税の輸販場の許可を受けた製造場であること
- ・ 過去に許可の取消しを受けた者の製造場でないこと 等

(免税対象酒類)

- ・ 製造免許を受けた酒類と同一品目
- ・ 製造者が自ら製造した酒類 等



○ 構造改革特区における酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和

地域の特色を活かした酒類の製造を後押ししていく観点から、構造改革特区の枠組みを活用して、「単式蒸留焼酎」の製造過程で製成される少量の初垂れ(酒税法上の「原料用アルコール」)を特区内で提供する場合や、地域の特産品を原料として「単式蒸留焼酎」を少量製造しようとする場合に、各酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととする。

① 単式蒸留焼酎製造免許保持者の「原料用アルコール」最低製造数量基準

- 単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場において
- 地域の特産物を原料として原料アルコール(単式蒸留焼酎の製造過程で得られるものに限る)を製造し
- 特区内の旅館・飲食店等で飲用に供する 場合には、

最低製造数量基準  
(原料用アルコール)

「適用除外」  
(本則: 6kℓ/年)

② 単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準

- 地域の特産品を原料として
- 単式蒸留焼酎を少量製造(年間10kℓまで)しようとする 場合には、

最低製造数量基準  
(単式蒸留焼酎)

「適用除外」  
(本則: 10kℓ/年)

# 経済活動の国際化・ICT化への対応と 租税回避の効果的な抑制

# 「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」(骨子)

## 1. 問題意識

- 企業の健全な海外進出の促進と、租税回避・税源浸食の防止  
⇒ 今後、国際課税に関連する制度改革に取り組むに当たっては、グローバル経済の構造変化や日本経済の位置づけ等を踏まえた「基本的考え方」を明確にし、整合的・戦略的に検討する必要

## 2. グローバル経済・日本経済の構造的変化

- グローバル経済における過去20年の構造変化
  - ・ 新興国・途上国の経済規模や存在感の拡大
  - ・ 様々な税制上の優遇措置を持つことで知られる経済規模の小さな国・地域を經由地とするクロスボーダーの直接投資の増加
  - ・ オフショア・センターへの資本蓄積
  - ・ 自国での知的財産開発の取組みと比べ多額の知的財産由来の使用料を受け取っている国の登場
- グローバル経済と日本経済との関係における過去20年の主要な変化
  - ・ 日本の対外直接投資残高は約5倍増、証券投資は約4倍増  
⇒ 日本は主要な資本輸出国であり、世界最大の対外純資産保有国
  - ・ クロスボーダーの知的財産使用料収支は世界3位の水準である2.4兆円の受取超へと大幅に改善  
⇒ 日本は世界で主要な知識・技術の開発・輸出国
  - ・ 上記は、日本の経常収支の黒字に寄与、ただし、国際課税のあり方を考える上で、以下の動きには要留意
    - ✓ 日本からオランダへの直接投資残高が約10倍に増加
    - ✓ 日本からケイマン諸島への証券投資残高がアメリカに次ぐ第2位の水準(約60兆円)に増加
    - ✓ 日本からの知的財産使用料の純支払額が最も多いのはシンガポール

### 3. 今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方

- ① 各国による「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を日本がリードし、健全な企業活動を支えるグローバルに公平な競争条件を確立。  
(※ 新興国・途上国による国際課税のルールメイキングへの関与を深めるとともに、自ら参加して決めたルールを確実に遵守させることが重要)
- ② 「グローバル企業の経済活動が行われる場所と、税が支払われるべき場所とを一致させる」ことにより、企業の健全な海外展開を支援しつつ、租税回避を効果的に抑制する。  
(※ 日本で生み出された知的財産が、海外のペーパーカンパニーへと移されるという「知の国外流出」のリスクに対応することが重要。なお、知的財産は、研究開発等を通じた価値創造の場所と、開発された知的財産を活用した収益事業が行われる場所という2つが想定される点に要留意。)
- ③ 各国の税務当局間における情報交換ネットワークの拡大と強化等を通じて税の透明性を向上させるグローバルな取組みの実効性を高めていく。

### 4. 個別の制度改革に当たっての視点

#### (1) これまでの取組み

- 「日本企業の積極的な海外展開支援を通じた国際競争力の強化」と「租税回避への対応」という2つの政策的要請のバランスを取りながら、国際課税に関する制度改革を実施。
  - －「外国子会社配当益金不算入制度」の導入(平成21年度税制改正)
    - ⇒ 日本企業による積極的な海外展開と、その果実の日本経済への還流を支援
  - －「過大支払利子税制」の導入(平成24年度税制改正)
    - ⇒ クロスボーダーの関連者間で所得金額に比して過大な利子の支払を通じた租税回避に対応
  - －「多国籍企業のグローバルな活動状況に関する報告書」の提出制度の導入(平成28年度税制改正)
    - ⇒ 「BEPSプロジェクト」の合意事項への対応
  - －「非居住者が保有する金融機関の口座情報の国際的な自動的交換の枠組み」の整備(平成27年度改正)

## 4. 個別の制度改革に当たっての視点

### (2) 今後の取り組み

#### ① 平成29年度税制改正に当たり対応する事項(「外国子会社合算税制」の見直し)

- 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避には従来よりも効果的に対応
  - － 租税回避リスク(合算対象所得)を、子会社の租税負担割合や会社全体の事業実体の有無といった「会社の外形」から判断するアプローチを、外国子会社の「個々の所得等の内容」に応じて把握するアプローチへと変更
  - － 企業に過剰な事務負担が発生しないよう、所要の措置を設定
  - － 税に関する透明性向上に向けた進捗が見られない国・地域に対して、他のG20諸国と足並みを揃えた「防御的措置」を発動できるよう整備

#### ② 中期的に取り組むべき事項

##### ○ 移転価格税制

知的財産等の無形資産を、税負担を軽減する目的で海外へと移転する行為等に対応すべく、「BEPSプロジェクト」で勧告された「所得相応性基準」の導入を含め、必要な見直しを検討

##### ○ 過大支払利子税制

関連者への過大な利払いによる租税回避を効果的に抑制すべく、「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた見直しを検討

##### ○ タックスプランニングの義務的開示制度

「BEPSプロジェクト」の最終報告書や諸外国の制度や運用実態等も踏まえ、日本での制度導入の可否を検討

- 「外国子会社合算税制」とは、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度。
- 現行制度には、外国子会社の税負担水準が20%(トリガー税率)以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算されず、申告も求められない一方で、実体ある事業から得た所得であっても合算されてしまう場合がある、という問題あり。
- 平成29年度税制改正においては、「BEPSプロジェクト(行動3)」の合意や「平成28年度与党税制改正大綱」で示された方向性を踏まえ、租税回避をよりの確に抑制するとともに、日本企業の海外展開を阻害しないような制度とすべく、以下の方向性で制度を見直し。

## 現行制度のイメージ

- － 租税回避リスクを、外国子会社の外形(会社全体の税負担率(20%未満)や会社としての実体の有無等)により把握

## 見直し案のイメージ

- － 租税回避リスクを、外国子会社の個々の活動内容(所得の種類等)により把握
- － 租税回避リスクの低い外国子会社に、所得を「能動/受動」に分類する事務作業が発生しないよう、一定の税負担をしている外国子会社は適用を免除



外国子会社の  
税負担率

制度対象とするか否かを  
入口で決定する  
基準

20%

実体を伴わない  
所得であっても合  
算されず、申告も  
求められない  
部分

合算対象所得

能動的所得

受動的所得

実体ある事業から  
の所得も一部合算  
されてしまう部分  
(航空機リース等)

外国子会社の  
税負担率

所得を「能動/  
受動」に仕分け  
る事務作業を  
免除する基準

20%

税負担率が20%以上の会社は  
制度の適用を免除  
(所得を「能動/受動」に仕分け  
る事務作業は不要)

実体ある事業からの所  
得であれば、  
税負担率に関わらず  
合算対象外

税負担率が  
20%未満の  
会社の  
受動的所得  
は合算

能動的所得

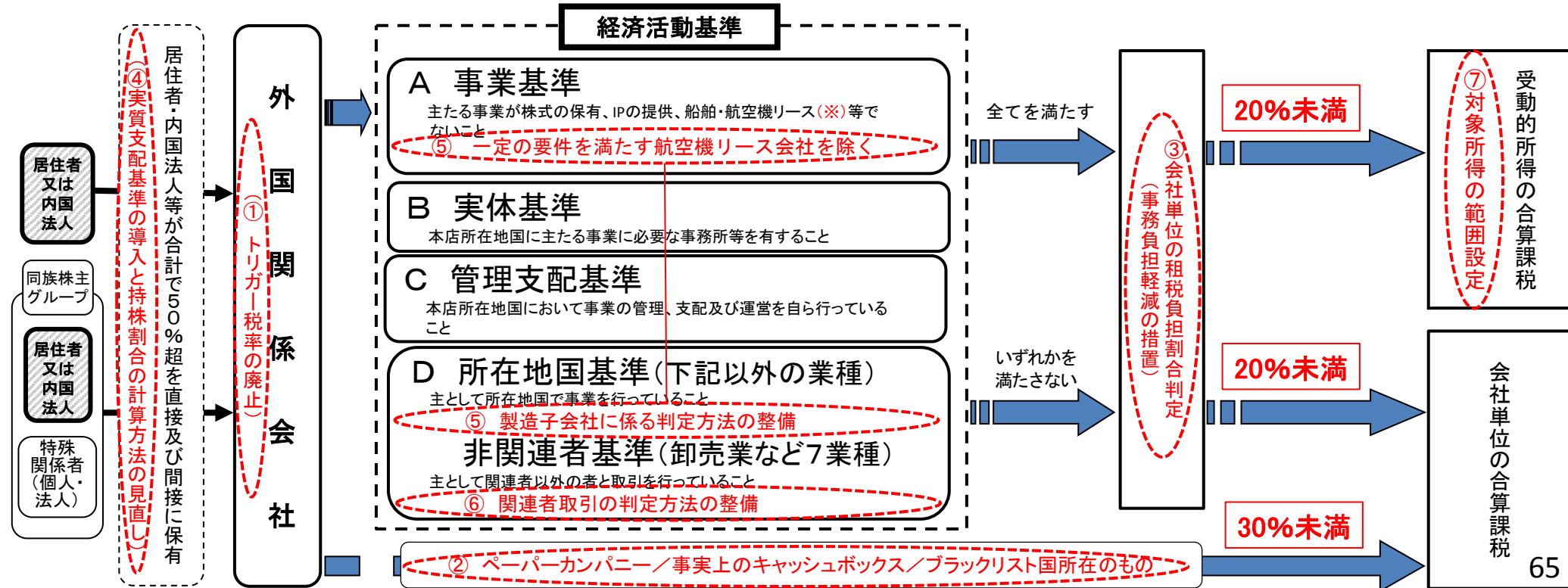
受動的所得

一見して明らかに  
受動的所得しか得  
ていない(経済実  
体のない)ペー  
パー・カンパニー等  
については、税負  
担率が30%未満  
の場合は、所得の全  
額を合算



- 日本企業の海外における事業展開を阻害することなく、効果的に租税回避リスクに対応できるよう、現行制度の骨格は維持しつつ、以下を見直し。見直しに当たっては、租税回避に関与していない企業に過剰な事務負担がかからないよう配慮。

見直しの目的	内容
■ 会社単位の税負担率が一定率(トリガー税率)以上である事のみを理由に、合算対象とされないことへの対応	■ トリガー税率を廃止し(①)、ペーパーカンパニー等の所得は、原則、会社単位で合算(②) (注:ただし、一定の保険委託者・資源投資法人については、事業実態に配慮した特例を措置)
■ 租税回避リスクに効果的に対応しつつ、現行制度と比較して過剰な事務負担が企業にかからないようにする	■ 事務負担軽減の措置として、会社単位の租税負担割合「20%」による制度適用免除基準を設定(③)
■ 資本関係は無いが、契約関係等により子会社を支配しているケースや間接支配への対応	■ 実質支配基準の導入と持株割合の計算方法の見直し(④)
■ 実体ある事業を行っている航空機リース会社や製造子会社の所得が合算されないよう対応	■ 事業基準・所在地国基準の判定方法の見直し(⑤)
■ 第三者を介在させることで、「非関連者基準」を形式的に満たすケースへの対応	■ 非関連者基準の判定方法の見直し(⑥)
■ 経済実体のない、いわゆる受動的所得は合算対象とする	■ 受動的所得の対象範囲の設定(配当、利子、無形資産の使用料等)(⑦) (注:ただし、金融機関が本業から得る金融所得は合算対象から除外)



# 国外財産に係る相続税等の納税義務の範囲の見直し（案）

29改正案

- ① 駐在など住所が一時的な外国人については、その住所がないものとみなす（注）。  
⇒ 一時的に日本に住所を有する外国人同士の間での相続等の場合には、国外財産（本国の自宅等）に日本の相続税が課税されないこととなり、高度外国人材等の受入れの促進につながる。
- ② 贈与者と受贈者の双方が5年超国外に居住してから国外財産を贈与する等の租税回避を抑制するため、国内に住所を有していない期間の基準を「5年以内」から「10年以内」とする。
- ③ 租税回避抑制（※）のため、日本の住所・国籍を有しない者が、過去10年以内に日本に住所を有していた者（短期滞在の外国人を除く）から相続等により取得した国外財産を課税対象とする。  
※外国で出生して日本国籍を取得しなかった子に対して一時的に国外に住所を移した上で国外財産を贈与する等の行為を想定

		相続人 受贈者	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍 なし
被相続人 贈与者	国内に住所あり	国内に住所あり	5年以内に住所あり ⇓ 10年以内に住所あり	5年以内に住所なし ⇓ 10年以内に住所なし	
			国内に住所あり		
国内に住所なし	5年以内に住所あり ⇓ 10年以内に住所あり		国内・国外財産ともに課税		③
	5年以内に住所なし ⇓ 10年以内に住所なし		国内財産のみに課税		②

①住所が一時的な外国人はその住所がないものとみなす（注）

②③租税回避を抑制するため、国外財産への課税範囲を拡大







（注）具体的には、現在日本に住所のある外国人については、出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で過去15年以内に日本に住所を有していた期間の合計が10年以下である場合は、日本に住所を有したことがない者と同様の扱いとする。  
現在日本に住所を有していないが過去10年以内に住所があった外国人である被相続人等については、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者である場合は、日本に住所を有したことがない者と同様の扱いとする。

## 仮想通貨に係る課税関係の見直し(案)

- 資金決済に関する法律の改正により仮想通貨が支払の手段として位置づけられることや、諸外国における課税関係等を踏まえ、仮想通貨の取引について、消費税を非課税とする。

※ 平成29年7月1日以後に行う取引について適用する。

### G 7 各国における仮想通貨の譲渡に係る付加価値税等の課税状況

諸外国	税務当局等のスタンス
 <b>米国 (NY州)</b> <small>※州レベルで小売売上税を課税</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>非課税対象</b>との見解を州税務当局が公表（2014年12月）。  <small>※ 連邦税法上、仮想通貨は資産として取り扱われているところ、同州では、無形資産の譲渡は小売売上税は非課税とされており、仮想通貨の譲渡はこれに該当するとした。</small></li> </ul>
 <b>イギリス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU付加価値税指令に規定する<b>非課税対象</b>に該当する旨、欧州司法裁判所が判決（2015年10月）。  <small>※ 仮想通貨は、指令上非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」のカテゴリーに該当すると判示。</small></li> </ul>
 <b>ドイツ</b>	
 <b>フランス</b>	
 <b>イタリア</b>	
 <b>カナダ</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税務当局から<b>見解は示されていない</b>（2016年9月時点）。</li> </ul>

### 《参考》

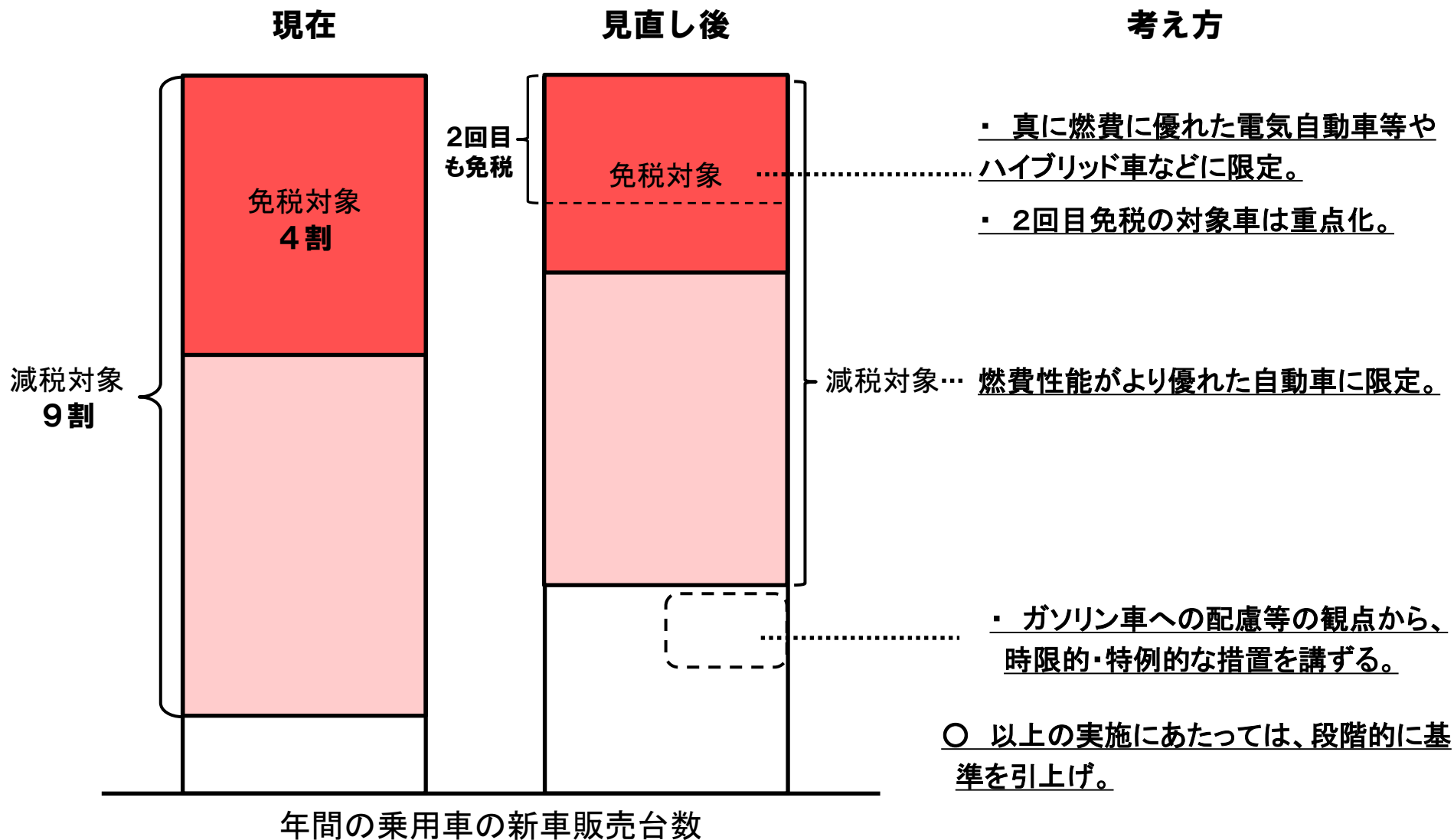
#### 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）（未施行）

##### 第二条（定義）

- 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
  - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

その他

# エコカー減税の対象範囲の見直しの考え方



# 自動車重量税のエコカー減税の見直し（案）（乗用車）

29改正案

## 現行

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +30%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +10%達成	▲75%軽減	
2020年度燃費基準 達成	▲50%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +5%達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 達成	(本則)	

## 29年5月1日～30年4月30日

	初回車検	2回目車検
	免税	免税
	免税	免税
	免税	免税
	免税	
	▲75%軽減	
	▲50%軽減	
	▲25%軽減	
	▲25%軽減	
	(本則)	(注2)

## 30年5月1日～31年4月30日

	初回車検	2回目車検
	免税	免税
	免税	免税
	免税	
	▲75%軽減	
	▲75%軽減	
	▲50%軽減	
	▲25%軽減	
	(本則)	(注2)

(注1) 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

(注2) ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成29年5月1日～平成30年4月30日の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。以下同じ）、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車には本則税率を適用。

(注3) 平成29年5月1日～平成30年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%を達成している車には本則税率を適用。

また、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2020年度燃費基準を達成している車には本則税率を適用。

(注4) ガソリン車、ハイブリッド車及び軽自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

## 全ての災害に適用

- 住宅ローン減税の適用の特例
- 財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- 仮決算の中間申告による所得税額の還付
- 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- 山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- 法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- 被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

## 災害を指定して適用

### ① 被災者の生活再建に資する措置

→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用

※被災者生活再建支援法は、私有財産の損害を受けた被災者の生活の再建のために、国・地方公共団体が被災者を救済する枠組み。

- 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例
- 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
- 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
- 建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

### ② 事業者の再建等に資する措置

→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用

※特定非常災害特別措置法は、地域全体の日常業務や業務環境の破壊等、著しく異常かつ激甚な非常災害があった場合に、被災者や被災法人の権利利益の保全等を図る枠組み。

- 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
- 被災代替資産等の特別償却
- 特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
- 消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例

### ③ 他法令の仕組みを前提としている措置

- 被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例（被災市街地復興特別措置法）
- 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和（一部の要件について、中小企業信用保険法が前提。その他の要件については、全ての災害に適用。）
- 公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税（激甚災害法）

## 国税犯則調査（査察調査等）の手續の見直し（案）

- 経済活動のICT化・多様化等の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境も急速に変化している。
- 他方、国税犯則取締法については、昭和23年の改正以降、大幅な改正がなされておらず、こうした環境変化に対応した証拠収集が困難となってきている。

## 経済活動のICT化

パソコン等の差押えにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある、又はパソコン等を差し押さえても、外部のサーバに保存されている電磁的記録を証拠化できない 等の問題が生じている。

平成23年の改正で刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手續にならい、証拠収集手續の整備を図る

## 経済活動の多様化

犯則嫌疑者が置き去った物件を領置できない、夜間に犯則調査を開始することができない 等の問題が生じている。

関税法に定める犯則調査手續にならい調査手續等の整備を図る

## その他

規定が片仮名・文語体である 等

その他所要の整備を図る